

平成29年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第2号

平成29年6月16日(金曜日)

議事日程第2号

平成29年6月16日(金曜日)

〈午前10時00分 開議〉

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

〈応招議員〉 20名

〈出席議員〉 20名

1番	平澤 惣一郎 君	2番	東野 恭行 君
3番	山本 剛 君	4番	吉川 慶一 君
5番	五十嵐 健一郎 君	6番	滝川 正義 君
7番	佐藤 孝 君	8番	新保 峰孝 君
9番	田原 実 君	10番	保坂 悟 君
11番	笠原 幸江 君	12番	斉木 勇 君
13番	中村 実 君	14番	大滝 豊 君
15番	田中 立一 君	16番	古川 昇 君
17番	渡辺 重雄 君	18番	松尾 徹郎 君
19番	高澤 公 君	20番	吉岡 静雄 君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長 米田 徹 君 副 市 長 織田 義夫 君

副市長	木村 英雄 君	総務部長	金子 裕彦 君
市民部長 会計管理者兼務	岩崎 良之 君	産業部長	斉藤 隆一 君
総務課長	山本 将世 君	企画財政課長補佐	嵐口 守 君
定住促進課長	斉藤 喜代志 君	能生事務所長	土田 昭一 君
青海事務所長	井川 賢一 君	市民課長	池田 正吾 君
環境生活課長	五十嵐 久英 君	福祉事務所長	水嶋 丈明 君
健康増進課長	横澤 幸子 君	交流観光課長	渡辺 成剛 君
商工農林水産課長	池田 隆 君	建設課長	見辺 太 君
復興推進課長	斉藤 孝 君	会計課長	丸山 幸三 君
ガス水道局長	木村 清 君	消防長	大滝 正史 君
教育長	田原 秀夫 君	教育次長 教育委員会こども課長兼務	佐々木 繁雄 君
教育委員会こども教育課長	山本 修 君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	渡辺 孝志 君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	磯野 茂 君	監査委員事務局長	大嶋 利幸 君

〈事務局出席職員〉

+

局長	小竹 和雄 君	次長	松木 靖 君
係長	山川 直樹 君		

+

〈午前10時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、山本 剛議員、13番、中村 実議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、昨日15日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

昨日、議会運営委員会が開かれておりますので、ご報告いたします。

議案第81号、財産の取得について、追加提案されましたのでご報告いたします。

これにつきましては、6月20日の一般質問終了後、議案説明された後、所管の常任委員会に付託の上、審査いただくことといたしました。

その他の協議題としては、タブレット端末について、システム及び導入経費について、事務局より説明を受けております。また、導入に向けて、今後、操作方法を初め、使用基準、使用範囲など、次回以降の議会運営委員会で十分協議していく予定であります。

次に、議会ホームページにおける議員紹介について協議いたしました。

これにつきましては、議員個々の住所及び電話番号、所属委員会、会派等について掲載することで、委員会の意見の一致を見ております。

以上で、議会運営委員会、委員長報告を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご異議なしと認めます。よって委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．一般質問

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第2、一般質問を行います。

発言通告者は13人ですが、議事の都合により本日5人、19日5人、20日3人を予定しております。

一般質問の質問時間は、答弁を除き1人30分であります。

所定の時間内に終わるよう質問・答弁とも簡潔に、要領よくお願いいたします。

なお、質問は通告の範囲内にとどめるよう、ご協力をお願いいたします。  
通告順に発言を許します。

笠原幸江議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。〔11番 笠原幸江君登壇〕

○11番（笠原幸江君）

おはようございます。清政クラブ、笠原幸江です。

事前に提出しました通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、次期ごみ処理焼却施設に対応するため家庭ごみの分別方法の今後について。

平成32年4月から、次期ごみ処理焼却施設が稼働することになっています。そのため、現在スケジュール表が提示され、取り組まれているところですが、次期ごみ処理焼却施設は、市民のごみの分別意識も高く期待が寄せられています。市民に負担のかからないごみの分別方法がさらに向上されるものと考えています。

私は、平成19年9月、平成20年9月、平成27年9月定例会で、家庭ごみの減量化を推進するために一般質問をさせていただきました。その折に、分別について次期ごみ処理焼却施設に対応するために検討されると答弁がありました。その後、分別について検討されたか、分別ガイドブックもあわせて進められていくのか、以下の項目について伺います。

- (1) 10年前と平成28年度の1世帯当たりの年間のごみ処理に係る経費はどうか。
- (2) 20・10・0運動について。
- (3) 生ごみ処理機、コンポストなどの現状について。
- (4) 現在19品目のごみ分別ガイドブックについて。
- (5) 埋立ごみから燃やせるごみへの変更について。
- (6) 税の公平性の観点からごみ袋の有料化について。

2、いじめ防止連絡協議会のあり方について。

国のいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）を受け、当市のいじめ防止基本方針、いじめ防止などの行動計画が策定され、さらに、当市のいじめ防止条例（平成27年4月1日施行）第9条には、いじめ防止などに関係する機関、諸団体の連携を円滑に進めるため、学校・教育委員会・警察・法務局・糸魚川市PTA連絡協議会・その他の関係者で構成すると明記されています。

当市のいじめ問題・不登校など、喫緊に取り組まなければならない課題が山積している中で、いじめ防止連絡協議会は、重要な機関であると捉えています。そのいじめ防止連絡協議会のあり方について伺います。

- (1) 協議会の目的は何か。また、年何回開催されているか。
- (2) その他の関係者とはどのような団体なのか。
- (3) 当市における重大事態やいじめ・不登校について報告を受け、議論し、意見などを聞き、活用されているか。
- (4) 会議の記録の公開は、どのような取り扱いになっているか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。笠原議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目につきましては、10 年前の平成 18 年度が約 3 万 1,000 円、平成 28 年度では約 4 万 6,000 円となっております。

2 点目につきましては、市民に徐々に浸透してきており、効果が出始めているものと考えております。

3 点目につきましては、平成 24 年度をピークに補助実績数が減少傾向となっており、平成 28 年度では、コンポスト 29 件、電動型 13 件となっております。

4 点目と 5 点目につきましては、ごみ処理施設の処理方式変更に伴い、これまで燃やせないごみで分別いたしておりました、プラスチック製品、革製品などが燃やせるごみへの変更を検討しており、変更する場合には、新たなガイドブックを配布いたします。

6 点目につきましては、ごみ減量の取り組みを優先して行っておりますが、有料化はごみの減量に効果があることから、引き続き検討をしております。

2 番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

おはようございます。

笠原議員の 2 番目の質問にお答えします。

1 点目につきましては、いじめの防止・早期発見、いじめへの対処のため、関係する機関と連携を図り、取り組み状況の情報共有を行うことを目的に、平成 28 年度は 3 回開催しております。

2 点目につきましては、主任児童委員、人権擁護委員の方々であります。

3 点目につきましては、いじめの重大事態の報告に対して各委員からの意見を、具体的な取り組みに反映させております。また、不登校についても、委員からの意見を不登校児童・生徒への支援や、学校の取り組みに生かしております。

4 点目につきましては、個人情報に関する部分を除いて、公開をしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の1世帯当たり年間の、ごみ処理に係る経費でございますが、今、先ほど市長から答弁ありました。平成19年度は3万1,000円で、平成28年度は4万6,000円。このようにして、この原因、どうしてこれだけの差が出てくるのか、説明をお願いしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

おはようございます。

その前に、10年前のというのは平成18年度の数字で、平成18年度で3万1,000円ということでございます。

それで、1人当たりの経費が3万1,000円から4万6,000円に上がった主な要因といたしましては、1つ目は、いわゆる可燃ごみの処理、ごみ焼却施設に係る経費が約10年間で2億2,000万円増加しております。

もう1点は、不燃物の処理の経費で、10年前より約3,500万円増加しておるというところが主な要因でございます。

以上です

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

年間の1世帯当たりで金額を、今回聞かせていただきました。

私は、平成19年、これで今4回目、ごみに係るものを質問してるんですけども、今までは、1人当たりの経費を、ずっと確認してきたんですけども、何で、今ここへ来て、1世帯当たりの年間の経費がどれぐらいかかるかっていうふうに切りかえたかと申しますと、今、人口がどんどん減ってきております。それから、ひとり暮らし、あるいは2人、あるいは4人家族、5人家族、さまざまな家庭の環境も随分変わってきました。それから、分別に対しても、本当に皆さん一生懸命に分別しておりますので、それにかかわらず、1世帯当たり年間4万6,000円っていうことは、

ひとり暮らしの方でも2人暮らしの方でも4万6,000円、税を投入しているっていうことになります。じゃ、5人家族の方でも、6人あるいは4人、その方も同じ、年間4万6,000円を負担してるってこと。このことを、皆さんはどのように考えていらっしゃいますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

ごみ処理経費につきましては、先ほども申しあげましたように、1世帯当たり、現在4万6,000円かかっているということで、当然、その分、税のほうで、ごみについては処理をしているということで、市民の皆さんには、多大な負担をいただきながら、ごみ処理をしてるというふう

に認識しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

ただいまの、1世帯当たりの4万6,000円、（6）の税の公平性の観点からというところに、それを持ってきたいと思います。

その前に、20・10・0運動。私も、ごみの減量化、これを推進しております。もう、どんどんごみを減らしていかなきゃいけないということで、主婦感覚で20・10・0運動を提案させていただきました。

今、この現状、私は見る限りでは、随分浸透してきてるんじゃないかなっていうふうに捉えております。当初よりも、皆さんの意識も高くなって、いろんところでこれを使うようになってきました。裏には、地酒で乾杯宣言のまちということもあるのではないかと思います。これについては、皆さんのほうで、その推移、どのように捉えていらっしゃいますか。もうこれは、余り効果がないのでやめたほうがいいんじゃないかとか、もう少しやってみようかとか、そんなような感覚でいいんですが、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

岩崎市民部長。〔市民部長 岩崎良之君登壇〕

○市民部長（岩崎良之君）

20・10・0運動につきましては、当初、笠原議員につきましては、30・20運動という形で最初は始まる中で、やはり糸魚川向きという形で、20・10・0運動という形で、この事業を進めさせていただく中で、やはり、外の飲食の機会では、このコースター等を使っている機会が、大変多く見受けられますので、事業については浸透しておりますし、やはりこの趣旨について、ご理解して協力していただける方がふえてるということで、効果がありますので継続してまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

3番に入ります。生ごみ処理機・コンポスト、これの現状を、先ほど聞かせていただいたんですが、いかがですか、コンポスト、それから生ごみ処理機、この動きが平成28年度、そうですね、一番多かったのが平成24年、それから25年。その後、26年、27年、28年と下降線を、利用される方、コンポストが少なくなってきたとおりですし、それから、生ごみ処理機、これも平成24年度が大変多く出ておりますが、平成25年、それから26年度から、現在、平成29年の今、頭ですけれども、利用される方がとても、予算はつけてあるけれども、少なくなってきました。

これは、続けてやりますか。でも、それでも新しいごみ処理焼却施設ができた平成32年には、一応、打ちどめにするのか、そこの計画はどのようになっていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

コンポストにつきましては、平成23年度以来、昨年度まで、全体で1,185個、電動生ごみ処理機については759個ということで、両方とも1,000個近くのものが出ております。これによりまして、生ごみの燃えるごみに出していただく量が、相当減るといふふうに考えております。だんだん、平成24年度に補助率をアップしたときに、相当、市民の皆様からコンポストにしろ、電動生ごみ処理機にしろ、お申し込みいただいて、一旦、自分で使われたいと思う家庭には、おおむね一旦、行き渡ってるのかなというふうには考えています。

ただ、先ほど申し上げたように、このコンポストにしろ、生ごみ処理機にしろ、ごみを減らすという点では、非常にいいものだと思っておりますので、新しいごみ処理施設ができましたも、とにかく生ごみを減らすという施策の1つとして、この制度については続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

これについての、以前にお願いしたんですけど、買われた方の追跡調査、これらをしてほしいということをお願いした経緯があります。調べてありますでしょうか。何か不満とか、あるいは使い勝手、やったけど放置してあるとか、コンポストなんかは、特に広い面積のあるおうちでないと使えないものです。においも出ます。電動生ごみ処理機も、ある程度、おうちの中にゆとりのある場所がないと、なかなかそれも使い勝手が悪いのではないかと考えておりますので、その追跡調査の結果、苦情とか、いやいや便利でしたとか、使ってみたけど、その堆肥をどういふふうにしようとか、そういうものの苦情、あるいはいい点とかっていうのは、まとめてあるもんなんでしょうか。



〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

大量に出ました平成24年度から26年度までの補助制度利用者の皆様に、アンケート調査をさせていただきます。その状況の中では、やはり電動生ごみ処理機を購入していただいた方については、とても満足している・おおむね満足しているという方は、合わせて85%の方が満足しているというご回答をいただいています。ですから、ご利用いただければ、そのよさがわかるということと認識して、使っていただいているんだなというふうに思っております。

ただ、コンポストについては、やはり自宅なりの敷地に余裕がある方なりでないと、なかなか設置ができないというところもありますので、その辺のあと、コンポストによってできた堆肥をどう処理するかという部分も、1つ課題だとは認識しております。

ですけど、電動型にしる、コンポストにしる、使っていただいた方については、満足していただいている方が多いという調査結果になっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

それら、特にコンポストなんかは、大体、外に出してあるのでね、劣化してくる可能性がありますよね。このコンポストの処理、今後、そのままほっておくわけにいかない、何とか処分したいという場合は、これは分別すると何になるんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

当市の分別の中では、燃やせないごみの、いわゆる廃プラスチックの分類になるというふうに認識しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

廃プラスチックですね。そうすると4番目に入ります。

19品目、ごみの分別ガイドブック、本当に細かくごみが分別されてまして、これについての、何か余り細か過ぎて困るとか、あるいはこういう問い合わせっていうのは、結構あるもんなんですよ。もう、本当に細かく細分化されてます。本当によく、担当課の職員の方がつくられたなと思って感心してるんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

このごみの分別の仕方については、当課のほうへは、毎年のように一定の件数、問い合わせあります。特に、金属とプラスチックとがまざった物とか、どちらに分ければいいんだろうという問い合わせが一番多いというふうに、うちのほうでは分析をしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そうしますと、5番目に入ります。

埋立ごみの中から燃やせるごみへの変更、今、廃プラスチック、それからこれは、当時の環境生活課長の五十嵐課長がお話しされてるんですが、平成20年の一般質問のときに、ごみ処理施設のあり方検討委員会といったところで、次期ごみ処理焼却施設について検討されております。平成23年、24年。そのときに、廃プラスチック、ボールペン、歯ブラシ、ゴム、革製品、それを分別と埋立ごみということになっておりますけども、そちらのほうを燃やせるごみのほうへ移したほうがいいのかどうか、これ、答申をいただいと。これをまた、検討してまいりますという言葉なんですが、その後検討されて、次期ごみ処理施設がもう目の前で、平成32年の4月に稼働します。これは、今のコンポストも含めて廃プラスチック、燃やせるほうのごみに変更することができるかと考えていらっしゃるか、検討してるか、はっきりお答えしていただきたいんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

次期ごみ焼却施設の焼却方式につきましては、ストーカー方式ということでございますので、あり方検討委員会、その後のごみ処理基本構想検討委員会の中で、プラスチック、革製品、ゴム製品ですか、その3点については、今までの燃やせないごみから、燃やせるごみのほうへ変更したほうがいいのかということで、ご提言をいただいております。それに基づいて、現在、燃やせるごみのほうへ廃プラ等を変更するべく、今、最終調整を行っているという状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

移行するんですよね。再調査、再検討じゃなくてどうですか。平成32年、もう次期のごみ処理

施設、形ができ上がってくる前に、こういう物が燃やせる燃やせないっていう選別は、もうしてると思うんです。いかがですか、やりますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

廃プラスチックなどについては、燃やせるごみというふうにするので、今の新しい次期ごみ焼却施設ですか、そちらのほうを計画してるという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

課長、言いづらそうなので、市長にお伺いします。やられますか、やっていただけますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

岩崎市民部長。〔市民部長 岩崎良之君登壇〕

○市民部長（岩崎良之君）

今の件につきましては、五十嵐課長申しあげましたように、私どもとしても、新しい施設では焼却できるような形で進めております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

市民が、期待している次期ごみ処理施設、焼却施設ですね。分別も、今以上に細くなるのでなくて、もう少し便利がよくなるというふうにして、期待をしております。ですから早目に、ぎりぎりになってやるのじゃなくて、早目にその指示を決めていただいて行動していただきたい。慌ててやると、混乱を招いてくると思います。

今、本当、細かくやっております。その中に、例えばプラスチック製の容器包装類の中に、マヨネーズとかべたべたして、水で洗って、洗剤で洗って出すというよりも、もう燃えるごみであればそういう物も可能で、ここの注意書きのところにも書いてあるんですよ、出していただきって。納豆のからし袋などは小さく、洗うことが困難なもの、いわゆる困難なものって書いてありますが、これらはもう燃やせるごみに移行してもいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。それも踏まえて、一緒に考えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

基本的にはリサイクルできるものについては、なるべくリサイクルをしたいということで、きれいなものについてはリサイクルができるということで、いわゆる燃やせるごみのほうに入れておりません。この部分については、市民のご協力もいただきながら、やはりなるべくごみについては、リサイクルできるものについてはリサイクルし、資源化していくということについては、新しいごみ焼却施設になっても、変わらず続けてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

6番目に入ります。

有料化です。以前から、私、この有料化については、本当に皆さん耳にたこができるぐらい聞いてるかと思うんですけども、この件についていかがですか。

先ほども、1世帯当たり4万6,000円。こういうごみ袋、主婦が家庭でごみを出すときは、これだけの中に生ごみ入れるんじゃないんですよ。この中に入れるときに、さらに細かく朝・昼・晩、あるいはお食事2回かもしれませんけど、こういうごみ袋の中に、まず水を切って生ごみ入れます。それから、さらにまたこのごみ袋に入れて、収集日のときに、またさらにこういう袋を使って安全にして出す。カラスが来ますからね、においがないように。

でも、これが1世帯2人家族、ひとり家族の場合はこれだけで済むものを、4人家族だとまだ量がふえてきます。ですから、ごみ袋を有料にするんじゃなくて、ごみ袋はもともとスーパーなんかでもちゃんと、商品にお金がかかって、マイバッグを持ってきた方にはちゃんと還元するような制度ができております。ですから、このごみ袋を有料化することによっては、さらにごみの減量が進んでいくと、私は以前からも捉えておりますのでその考えは、先ほど検討するって、市長おっしゃったんですが、いつまで検討されるか聞かせていただきたいんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

先ほど、市長の答弁でもお答えしたとおり、やはり当市といたしましては、まずはごみの減量化、有料化の前に減量化をするということで取り組んでおります。なかなか減量の効果ははっきりとした形では出てきませんが、それでも、平成28年度につきましては、前年度より1人当たりのごみ処理、1日当たりのごみ排出量が5グラム減ってきたということで、いろいろ地道に努力する中で減量化をしていき、その中でまた、市民の理解を得るよういろいろなやりながら、今後も有料化について検討していきたいということで、時期としては、いつからやるということについては、現段階では考えておりません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

現段階では考えておりません。

市長は、平成19年の私の一般質問に対して、答弁してらっしゃるんですよ。レジ袋、減量化、埋め立て、さまざまなことをお話しなさって、私といたしましても、短期にやはりそういったものをつくり上げていきたいという考えでございます。

もうそろそろ、お決めたらいかがですかね。課長はやるつもりはないと言っても、じゃ、県内で有料化されていない市町村は何市ありますか。県は進めてるんですよ、ごみ袋の有料化。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

岩崎市民部長。〔市民部長 岩崎良之君登壇〕

○市民部長（岩崎良之君）

県内でごみ袋を有料化してない市は、加茂市と五泉市と糸魚川市の3市になっています。

笠原議員おっしゃるように、ごみ袋有料化については、やはり効果があると思えますが、今までも議会からもご意見をいただく中で、やはり市民の皆様にご理解をいただきながら進める必要があると思えますので、当面はやはりごみの減量について、最大限努力していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

コンポストもやりました、電動生ごみ処理機もやりました、20・10・0運動もやりました。全て推進、ごみを減量するために、みんな鋭意努力してきました。それでもまだ減量できないっていうのであれば、新しいごみ処理焼却施設が建った時点で、切りかえていくのが政策じゃないでしょうか。いつまで検討するんでしょうか。一般廃棄物処理基本計画の中にも、検討しますとありますが、今、チャンスです。平成32年、稼働するその時期に合わせてやっていただきたいと思えます。いま一度、市長の答弁をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

私も、やはりいろんな、今、手段・方法を減量化について行っておるんですが、なかなかやはり、これといって大きく効果があらわれてはいない部分がございます。その中においては、やはり有料化も視野に入れていかなければいけないと思っておりますが、しかし、これに対してもやはり、少し違和感を唱える方々もおられる部分もあるわけでありまして。その辺を考えながら進めていきたいなと思っております。どれを機会ということではなくて、これは焼却方式が変わろうと、出すものにはなかなか変わらない部分がございますので、その辺をやはり検討しながら、いつの時期かとい

うのを考えていきたいと思ひますし、また市民・議会の理解がないと、これはやはりなかなかうまく進まないのだから、それをしっかり理解していただいた上で、取り組んでいきたいと思ひております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

先ほどから数字が出てます。1世帯当たりのごみに係る経費、2人でも1世帯、ひとりでも1世帯、4人でも1世帯。こんな税の不公平さはないんじゃないんですか。やはり、公平にするには応分の負担をしていただかなければいけないと、私はそう考えております。

2番目のいじめ防止連絡協議会のあり方について、質問させていただきます。

先ほど、年3回で関係者団体がわかってまいりました。さて、これは年3回しかやらないというふうに、決められているものなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

笠原議員の質問に、お答えいたします。

年3回というふうには決まっておられません。場合によって、年3回以上であったり、また少ないという場合もあろうかと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

この、いじめ防止連絡協議会、私も、毎回っていうわけにはいきませんが、傍聴させていただいている1人です。傍聴される人は少ないんですけども。

じゃ、糸魚川市でいじめ重大事態が発生しているときに、なぜ、臨時でこのいじめ防止連絡協議会を招集しなかったのか。私はこの、今、文科省はいじめの定義が都道府県で大きな、定義について差があるっていうことで、今、いじめ防止基本法の改正に向けて論議、議論始まっております。3年目ですよ、それだけ大変難しいいじめの重大事態の定義でありました。

当市においても、私は、いじめ防止条例の第9条、いじめ防止などに関するこの機関は、とても大事な機関だというふうにして捉えておりました。特に、当市はいじめ重大事態が発生しておりますこの期間に、なぜ年に3回しか開催されなかったのか、不思議でしょうがなかったんですけどいかがですか。途中で委員の皆さんを集めて、今、起きてる不登校・いじめ、これについて、何でやらなかったんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

いじめ問題につきましては、学校のみで対応するということについては、非常に限界が生じているのではないかと思います。その意味で、広く子供たちの健全育成や人権擁護を担う団体と連携をする、情報共有を行うということは、大変重要であるというふうに捉えております。その意味で、このいじめ問題、いじめ防止連絡協議会の開催というのは、非常に重要な意味を持ってまいります。

いじめの重大事態が発生をしておいた際に、それでも3回かということではありますが、その回数が多い少ないということ、それが適正かどうかということについては、検討しなければいけないとは思いますが、私としては、これまでの間の3回という開催は、適当ではなかったかというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

適当ではありません。私が傍聴して感じたことは、後追いです。終わった事後処理を皆さんに報告し、それで終わってます。これの目的は、いじめ防止基本方針の資料の中に目的、組織の設置の目的です、いじめの防止などに関する関係機関などの相互の連絡調整、これをしてません。いじめ防止などに向けた関係機関などの取り組み状況について情報の共有をします。これやってみました、私たちの学校ではこういうことをやっています、私たちはこういうことをやっています、それはしっかりやっておりました。しかし、当市で起きているいじめ問題について、情報の共有をしていませんでしょう。してましたか、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

ことしの3月に開催されました第3回の協議会では、不登校につきましても実態をお話をし、その不登校では起立性調節障害ということについての問題があるということについて、委員からもご意見をいただいております。

また、いじめ重大事態につきましても説明をし、それについてもご意見をいただいております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

3月の14日、私もその日、傍聴させていただきました。

だって、皆さんが抜粋したA4版の用紙1枚で議論されてましたね。これ、大変重要な、皆さんと情報を共有するための、一番大事なポイントのところでした。委員の皆さん、委員の方から、ご存じだと思います、バーコードもついたこの資料です。これだけでは理解ができないので提示してくださいと。何でそのときに、委員から提示してほしいという旨があったのに、皆さん拒否なされたんですか、出してなかったでしょう。でも、予算審査特別委員会では、しっかりバーコードのものを開示して、皆さんに全部出せるような状態で提示したじゃないですか。開示しても、何ら問題

なかったんですよ。なぜ、委員の方が積極的に取り組もうとしたときに、皆さんが拒否なさったのか、その理由を聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

その際の資料につきまして、委員の中から全てを出してほしいというご意見をいただきました。そのときに、その資料を提示いたしませんでしたので、後ほど、全部の資料を委員の方々にお渡ししたところであります。拒否したということはありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

その場で議論しているのを、後から出しましたではだめでしょう。一生懸命に当市のいじめ、この防止連絡協議会、取り組んでいこう、私たちのできることに、法務局・警察・学校・PTA連絡会・民生児童委員の皆さん、さまざまな方がここで一生懸命やりたい、だから出してください、このA4の紙ではわかりませんっていうにもかかわらず、その場はなかったじゃないですか。後から出されても、内容がよく理解できなくて、その件については前へ行くことできなかったじゃないですか。そういうのはよくないですよ。そういうのを隠蔽っていうふうに、私、捉えているんですよ。だって傍聴してたから、見せられないのかなと思ったんですよ。今後、そういうことのないようにしていただきたいんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

今後の資料の取り扱いにつきましては、十分、検討してまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

これ、本当によく抜粋したもんだなと。本当、これじゃ、こんなにたくさんのページ数のあるいじめ・不登校対策、調査結果報告書ですよ、ちゃんと第三者委員会がまとめた資料です。これを出さないで、この中で勝手にっちゃおかしいですけど、A4のサイズにまとめて出すっていうのは、教育委員会としてはあり得ないことですよ。みんなで一緒に情報を共有しましょうって言うてるにもかかわらず、情報が共有されてないっていうのは、やはり今後、しっかりとみんなで知恵出し合ってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたんですが、いま一度お願ひいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕



○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

連絡協議会の委員の皆様は、お忙しい中、熱心に会議に参加し、意見をいただいております。いじめの重大事態の現状を、しっかりときちんと伝えて、それを検証して、また意見を出し合い考えていただく中で、対策を考えるということが、この会の役割でもあります。

今年度、平成29年度も3回は定時には予定はしておりますが、これにこだわらずに柔軟に、現状の中で必要であれば開催をしてみたいし、資料提出につきましても、今ほど山本課長がお答えいたしましたように、そのときの会議の中で説明がわかりやすいようなものに、工夫をしてみたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

お願いします。4月でもう1年間の予定を各関係機関に送って、この日とこの日、やりますよ、今度は7月11日、2時間、14時から16時開催される予定になっておりますが、やはり当市は、この中で不登校の問題も扱って議論されております。子供たちが、30人近い子供たちが不登校で学校に行かれないっていうのは、0歳児から18歳までの教育一貫基本方針にのっとってやると、宝の子供たちが学校に行けないっていうのは、大変な損失だと思っておりますので、それらもしっかりデータの中で何人おりますよとか、前もいじめのことについてやりましたけれども、中学何年生、男子が女子がこだけありますよっていうことじゃなくて、せっかくさまざまな団体の方たちが来ておいでになってらっしゃるんですから、それらのことも、しっかり議論してくださいよ。宝なんですよ。30名も学校に行けない子供がいるっていうことは、皆さん、もうちょっと何とかしていただいけませんでしょうか。私、いじめ防止連絡協議会、本当に大事な委員会だと思っておりますので、申しわけありませんが、2名の方しか発言できませんでしたよね。それじゃ、だめでしょう。ほかの方、発言なかったですよ。だから、それらをしっかり促すような進め方をさせていただきたいんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

いじめ防止連絡協議会の意義は、先ほど教育長が答弁したとおりでありますし、また、委員からも重要性についてご指摘をいただいているのはそのとおりかと思っております。ですので、多くの皆さんからご意見をいただき、そしてその関係機関でできることをしていただき、相互にフォローし合っていて、子供たちの健全育成、人権擁護に当たっていきたく思いますので、その運営方法について検討していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

それから、会議の公開は、これからさせていただきますってということなんで、今まではそれはなかったんでしょうか。会議の記録を公開していなかったんで、これからやるんですか。ちょっとそこが聞き取れなかったんで、いま一度お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

会議録を作成し、委員の皆さんには配付をしておりましたが、会議録をホームページに載せるということについては、まだ実施をしておりませんでしたので、今年度からは実施をしていく方向で進めております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

それから、出席者なんですけど、あれですか、とても市の職員が大勢参加してるんですよね。私は、そんなに必要ないと思っております。傍聴する中で感じたものであります。2時間、私は教育長、あるいはこども教育課長、あるいは庶務係長、次長、この4人ぐらいで十分だというふうに感じました。全部で、教育長を入れると9人参加しております。ただ、委員の皆さんは、欠席された場合はそこに出ておりません。欠席される方はどなたかかわりに出してくださいってことは言われてるようなんですが、当日、3回しかない会議に欠席される方ってのは、それはちょっと困るなどというふうに思っておりますが、そのところはどういうふうに捉えておりますか。委員の皆さんが発言しやすいように、市の職員さん、委員の数より多く出る必要ないと思うんですが、いかがですか。次回から、ほかの仕事をしっかりやっていただくようにしていただければ、ありがたいんですが。教育長と、本当、次長と、議事進行やってるこども教育課長補佐さんがいらっしゃいましたけれども、あと庶務係長さんがいらっしゃれば議事録もまとめられるし、テープもとれるし、それはできると思うんで、いかがですか、それを改善していただきたいんですけど、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

今までの連絡協議会は、委員おっしゃったとおりの出席のメンバーでありました。

委員の皆さんが発言しやすいような環境づくりということであれば、行政の職員の出席状況につきましても、また検討していきたいと思っております。なお、出席者の方々には、関係団体ということでお願いしておりますので、この方というふうに委員を決めて、出席していただいているわけではありません。関係団体の中から、お1人が出ていただくということになっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

2時間じっくりと、その中で発言もできないし、職員は。ただ、皆さんの意見共有するために参加してるんだな。それにしてもいじめはなかなか、いじめ防止することも手だてもできないし、それは、課長だったり教育長が、皆さんにお話しすればいいことだと思っておりますので。

ところで、このいじめ防止連絡協議会の中で、県立高等学校の先生も参加してるのがお見受けするんですけど、やはり、私の捉え方でよろしいですか。0歳児から18歳まで、この期間の高校ってというのは、しっかりとこのいじめ防止連絡協議会の中で捉えていくっていうふうにして、この位置づけで、県立高等学校の皆さんもここに入ってらっしゃるっていうふうにして捉えてよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

0歳から18歳までの子供たちを育てていくというのは、子ども一貫教育方針でありますので、高校の先生の方にも来ていただいて、いじめ問題についての情報を共有しているということであり、委員のおっしゃるとおりかと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そうしますと、例えば小学校・中学校・高校、私たちのこの糸魚川市内のエリア、あるいは高等学校、義務教育ではありませんけれども、糸魚川市としては18歳まで、このいじめについて責任を持って、高校で起きていることでも、しっかりと教育委員会は捉えていくというふうにして理解してよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

高校につきましては、県立高校でありますので、市の教育委員会が、その高校についてのことに、指導するということは、管轄外になりますのでそういうことはできません。ただ、そういった状況があるということについては、情報共有することはできるかと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

そうしますと、義務教育中は面倒を見るけれども、高等学校へ行くと義務教育じゃないので、あなたたち子供たちでやりなさいよというふうにはしか捉えられないんですけども、起きている事案について、何らかの助言、あるいは継続的に行われているいじめについての助言というのは、どういうふうにして、市の教育委員会はかかわっていくんでしょうか。県の教育委員会にしっかり情報を上げるとか、あるいは上越教育事務所に上げるとか、そういう手だてはきっちりとやっていたらいいんじゃないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

保護者ですとか、また高校のほうから相談があれば、私たちのほうは情報を提供しますし、また相談にも乗っておるところであります。

情報を教育事務所に上げたりということではありますが、教育事務所は義務教育課の教育事務所でありますので、それについては情報としてはお話しはしますが、特に文書として上げるということはおしておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

重大事態に発生した事案、あるいはいじめ・不登校。この糸魚川市の宝であります子供たちを守るために、やはり糸魚川市はゼロ歳児から18歳までの完結型の基本計画を立てておりますので、しっかりとその中で捉えて、もう高校行ったからいいわ、もう嫌だったら高校やめて違うところ行けばいいじゃないですかとかいう言葉でなくて、しっかり面倒を見ていただくようにしていただきたいなど要望いたします。

いじめ防止基本計画第2章、いじめ防止などのための対策の内容に関する事項、いじめ防止条例の9条、いじめ防止連絡協議会の目的は、いじめ重大事態にならないよう、未然に関係機関から助言をいただき連携を深め、当市のいじめ問題に積極的にかかわり、いじめを地域全体でなくすための機関と、私はいじめ防止条例ができ上がったときに、この機関は大切なものだというふうに考えております。今もそうです。ですから、いじめ防止連絡協議会の取り組みのあり方を、参加者の皆さんに具体的によく説明をして、何のためにこの協議会があるのか理解していただいて、議論を2時間しっかりやっていただけるようお願いしたいんですけど、いま一度、市長いかがですか。教育委員会のトップとして、これから市長にも責任が出てくる、今、時代になってきました。いかがですか、いま一度、考えをお聞かせ願いたいんですけど、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

やはり、いじめはあってはならないことであるわけでごさいます、それに対しての撲滅のためのいろんな関係機関・組織を挙げて進めていかななくてはいけないと思っておる次第でごさいます。ただ、やはり子供たちのことであるわけでごさいますので、その辺の情報はしっかりやっていかななくてはいけないだろうと思っております。いろんな面で最近、電子媒体を使って情報発信するわけでごさいますので、以前においてもそういったことはあったわけでごさいますので、そういったことに対しては、しっかり注意をしながら情報提供して、みんなでこの糸魚川市のゼロ歳から18歳までの子供を見守っていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

笠原議員。

○11番（笠原幸江君）

ありがとうございました。

当市、大変多くの視察も来ております。0歳児から18歳までの子ども一貫基本方針、やはり高校へ行ったから、全然違うんだよじゃなくて、やはり18歳までしっかり、今、市長がしっかり捉えていく、糸魚川市の宝です、人材です。いじめや不登校、それに多くの悩んでる子供たちを救ってあげられるのは大人の責任だと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、笠原議員の質問が終わりました。

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。再開を11時10分とさせていただきます。

〈午前11時00分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、吉川慶一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。〔4番 吉川慶一君登壇〕

○4番（吉川慶一君）

おはようございます。清政クラブの吉川慶一です。

1回目の質問をさせていただきます。

1、鳥獣被害の状況と今後の対策について。

近年、野生鳥獣の増加、拡大のため、被害が深刻化し、経済的被害を及ぼしています。また、営農、林業経営にも影響する一因となっており、対策が必要です。このままでは、減収、または経営

意欲の減退にもなりかねません。捕獲に重点化した取り組みや、適切な処理をされたジビエの利活用の取り組みの推進について伺います。

- (1) 当市の鳥獣は年々増加しており、特にイノシシ、猿、熊、鹿等により、稲作・畑作など農業関係に被害が発生している。近年の鳥獣増加の現状と経過について伺います。
- (2) イノシシは住宅街にも出没しているが、被害状況と対策についてどのようにされているのか。
- (3) 全国では、熊が人を襲う被害が発生しているが、熊の被害防止対策をどのようにされているのか。
- (4) 狩猟者は大きな負担と経費がかかるため、狩猟者数がふえないのではないかと。鳥獣捕獲者の現状と対応について伺います。
- (5) ジビエの食活用の取り組みについて伺います。

## 2、ふるさと納税への取り組みと今後の取り扱いについて。

ふるさと納税は、各自治体によって取り組みの温度差が大きく、問題視されております。ことし、総務省よりふるさと納税の返礼品に対する通知がありました。当市の現状と今後の取り組み・取り扱いについて伺います。

昨年の糸魚川市駅北大火により、ふるさと納税による寄附金を全国の皆様よりいただきました。この寄附金がまちづくりの基金として、どのように活用されているのか伺います。

- (1) ふるさと納税の導入と現状について。
- (2) ふるさと納税の制度と趣旨について。
- (3) ふるさと納税制度の課題について。
- (4) ふるさと納税に係る返礼品について。
- (5) ふるさと納税の問題点をどのようにお考えになられているのか。
- (6) 今後、当市はふるさと納税にどのように取り組まれていくのか。

以上。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

吉川議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の1 点目につきましては、鳥獣の生息数は把握できておりませんが、依然として、イノシシ等による農作物被害が発生しており、生息区域が拡大しているものと考えております。

2 点目につきましては、人身被害は、最近、発生いたしておりませんが、イノシシ出没の際は、周辺地区などに周知をするとともに、猟友会や警察と連携をとりながら、わなや銃で捕獲に取り組んでおります。

3 点目につきましては、春先の調査用の捕獲などにより出没の傾向を把握し、安心メールや啓発立て看板などにより、広く住民に周知しております。

また、大量出没が予想される年などには、パンフレットの配布などにより周知を図っております。

4 点目につきましては、猟友会の会員数は、ここ数年、横ばいではありますが、高齢化が進んでい

る現状であります。

市では、狩猟免許の受験料や銃の所持手続に対して補助を実施し、若手狩猟者の増加に努めているところでございます。

5点目につきましては、昨年度から市内の料理人などから参加いただき、ジビエ料理講習会を開催いたしております。

2番目の1点目につきましては、平成20年度税制改正により創設された、当市でも同年度から開始しており、平成28年度は駅北大火への寄附金も含め、1万8,293件、約4億5,200万円となっております。

2点目につきましては、都市と地方との税収の格差を縮めようとする制度であり、生まれ育ったふるさとや、応援したい自治体を支援することを目的といたしております。

3点目から5点目につきましては、現在、当市では約110の地元産品や市内宿泊券などを返礼品としておりますが、全国的な問題点として、制度本来の趣旨から外れ、自治体間の返礼品競争の過熱などがあると考えております。

6点目につきましては、駅北大火では、全国から多くのご支援をいただきましたので、寄附をされた方々の気持ちに伝えるよう、市の取り組みをしっかりと伝え、応援者をふやしてまいりたいと考えております。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からお答えしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

2回目の質問をさせていただきます。

今、市長からお伺いしましたが、非常に鳥獣がふえていることも、マスコミ等でご承知だと思いますが、糸魚川は最近、この近年どれくらいふえてるのか、概算を教えてくださいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

野生鳥獣の生息状況につきましては、県のほうで県全体として、おおむねそれぞれツキノワグマ何頭、イノシシ何頭程度いるだろうということで調査をしておりますが、糸魚川市で何頭という数字については、把握しておりません。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

県が調査をしているということはわかったんですが、糸魚川はなぜ、そういう状況調査をしない

のか、お答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

県全体で、それぞれの鳥獣のおおむねの傾向、どちらにしても県の生息調査についても、狩猟者の目撃情報により推測したり、監視カメラによる写っている動物の姿により推計したりというような調査方法をとっております。ですから、市としては、なかなかそこまで糸魚川市独自でやるのが困難ということで、県の生息の情報を得ながら糸魚川市の状況を、現実には狩猟者がどんな状況だったかという情報を得ながら、対応しているという状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

大変広範囲ですから、一つ一つ調査するのが大変だということは承知できます。

そこで、少しお聞きいたします。けだものの生息地が非常に境界がもうなくなりまして、人里へおりてくるように、どんどんなまってまいりました。これは、動物に聞いてみないとわからないんですが、イノシシや熊に田畑を荒らされたり襲われたりする被害が、私ら糸魚川は被害はおかげさまででないんですが、県下・全国には結構、発生しております。

そこで、県・市・町・村で検討会が開かれていると思いますが、住民がイノシシがあらわれても、もう見なれてきて、通報もしないところがあるかと思います。捕獲と駆除について、どのようにお考えになられているのか。

それから、中山間地から市街地へあらわれふえている自治体が、多様に検討をしておると思います。当市では、この関連なり連携し、鳥獣被害対策に取り組んでいるのか、具体的にちょっと教えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

野生鳥獣からの被害防止につきましては、県や猟友会など関係団体の皆様方と、情報を共有しながらパトロールや銃の捕獲、それと広報活動を実施しているという状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

余り具体的ではないと思うんですが。



そこで、関係団体や広報活動をしているのは、承知しております。地域行政はどのように、具体的に連携をとりあって、もう少し。毎日のように、市内でもお聞きする状態になっております。これを、このままでは人畜被害、人、こういう被害が出る可能性があるかと思えます。これについて、どうお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

野生鳥獣が市街地等へ出没した際には、警察並びに周辺自治会長様、猟友会等に即時に情報を提供させていただきまして、当市といたしましても、周辺のパトロールをするとともに、安心メールなどによりまして、周知活動を実施しているところでございます。

また、頻繁に市街地での目撃情報が寄せられる地区につきましては、捕獲用のわなの設置を行うなど、事故の未然防止に努めておるところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

わなについては、後ほど詳細をお聞きしますが、各団体との連携をとっていただいております。あくまでもどこへ出るかわかりませんので、あくまでも通報があつて、初めて調査が出るわけですが、そうしないと、防止することはなかなか不可能ではないかちゅうことは承知はできております。

そこで、今、県でも市でもやっておると思いますが、当市で、まず、電気柵をやっておると思いますが、電気柵を推進するその効果と、まず課題、これをお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

電気柵につきましては、電気のショックの痛みにより、動物に電気柵は危険だよと学習させるなど、長期にわたりイノシシなどの有害鳥獣、それから農地を守る効果が高いというふうに考えております。

しかしながら、その一方では設置でありますとか撤去、また草刈り等の維持管理に要する労力、これが課題というふうに認識をしております。今後におきましても、電気柵でブロックをするばかりでなくて、猟友会と一緒に捕獲も進めながら、有害鳥獣被害の減少に努めていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

## ○4番（吉川慶一君）

有害鳥獣の減少に努めていただくことは、大変よいことだと思います。ぜひ、減少に努めていただきたいんですが、としますと、電気柵をいいと言われるんですが、当市は効果、本当に具体的な効果っちゅうのはどのようになってるのか。特に、中山間地はやってるのはわかるんですが、最近、市街地にも出てるわけです。市街地を、そういうところはどうするのかお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

## ○商工農林水産課長（池田 隆君）

市のほうで助成を、電気柵の関係については助成をしております。平成21年からの総延長については、244キロとかなりの延長になります。この結果、平成26年度は、水稲であります、金額で678万円被害がございましたが、これ年々減少をしまして平成28年度では、水稲で118万円ということであります。こういう数字を見ますと、近年の被害は減少傾向にあるというふうに考えております。

また、これまでのところ、市街地の耕作者からの電気柵の要望等については、現在のところ寄せられておりませんので、補助・支援のほうは、具体的には行っておらないというのが現状であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

## ○4番（吉川慶一君）

市街地に要望がないということは、大変喜ばしいことなんですが、まだまだ声が聞こえてないということじゃないかなと思うんですが、私は、現場におると声は聞こえてまいります。それはどうすりゃいいのかわちゅうのは課題だと思いますが、ぜひ、そういう声が聞こえたら、ひとつご検討をいただきたいなと思います。

それで、電気柵はいいちゅうことはわかりました。これを助成はどうなるんですか、助成対象、これについてお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

## ○商工農林水産課長（池田 隆君）

助成対象につきましては、販売農家3戸以上で設置をすると。設置面積については、10アール以上が対象になってまいります。また、耐用年数が8年ありますので、8年以上の使用というのが必要となってまいります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

ちょっと枠が大変ですけど、これはやむを得ないのかな。ちょっと、大きいところはいいですけど、中山間地に行くと、当たり前の戸数と思うんですが、市街地へ入ると、ちょっと大変かなと思います。今のを見ると、ちょっと疑問に思うんですが、電気柵の対象が具体的なことと、もう1つ、個人的な補助は3戸じゃなあって、もっと小さいのは何とかならないのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

この助成の内容については、お知らせ版等で周知をさせていただいて、ご相談があった場合、補助の内容を説明をして、基本的には集落で取り組みをお願いしたいということにしております。

したがいまして、補助要綱からも個人への補助というのは行っておりません。関係する課で情報を共有しながら連携して、鳥獣被害対策に、今後とも取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

できれば、ご検討いただきたいのは、個人的な補助を思っておるんですが。具体策は別として、一生懸命耕作し丹精込めたものが、一夜にしてなくなってしまうという、こういう声も聞いております。各課で、ひとつ情報を共有させていただいてご検討いただきたいなど、こういうことをご提案申し上げます。

それと、非常に高齢化が進んでいる中に、電気柵の8年とこう聞いておるんですが、この8年というのはどういうことでしょうか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

電気柵については、8年の耐用年数があるということで、国の補助制度を活用する中で定められております。この期間については、国からいただいた補助金で整備をするものですから、鳥獣被害防止のために、8年間は有効にお使いいただきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

具体的に、ちょっとお聞きしますが、イノシシの捕獲、先ほど前段で鳥獣のほうでお聞きしたんですが、イノシシが具体的に非常に多くあって捕獲していただいております。このイノシシの捕獲

状況、これをちょっとお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

平成17年度につきましては、狩猟捕獲のみで12頭でございましたけども、昨年28年度につきましては、狩猟と有害鳥獣捕獲を合わせまして477頭を捕獲しております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

400頭もとっていただいておりますか。まだまだ出ておりますわね。

こうなると、この数値っていうのは、予測してどれぐらい市内にはおると思われますか。これは、数値的にはわからないわけですか。もし、どれぐらいの規制をしておるのか。1年にどれぐらい捕獲、平均してとるのか。これ、お伺いしますが、数値ありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

市内のイノシシの生息数については、先ほどお答えしたように、数字は持ってないということでございます。ただ、イノシシについては生息数の4割以上とらないと、数が、個体が減っていかないというふうな研究結果もございます。当市の目撃情報等によると、やはり市内のイノシシ自体は増加しているという状況であるということは、十分そういう目撃情報から考えられるところでございますけども、では、何頭とればどれぐらい減っていくかという部分については、もとの生息数がかんでないということで、ちょっとわからないという状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

数がふえてるので数値ができないということ、了解しましたが、そうすると、お互いに注意し合う、また連携し合って情報を共有して被害に遭わないようにするんだと、こういうことである。今、猟友会から捕獲をしていただいておりますが、非常にとって処理をしていただいておりますわね。これは、とり切れないっちゃう、個体もそうなんでとり切れないと、こういうことにあるわけですが、この処理について、ちょっとお伺いしますが、この鳥獣をとって焼却、もしくは何ですか、埋めるとかこういう処理方法があるかと思いますが、現状はどういうことなんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

いわゆる鳥獣法の規定によりまして、捕獲した鳥獣類につきましては、全量持ち去るか、または適切に埋設の処理をするということが基本となっております。ですから、当市が猟友会のほうへ、委託ということで狩猟をお願いしているわけですが、その中でも、そのような状況で処理していただくよう、お願いしているところでございます。

ただ、最終的に処理を困っておられるという話は、お伺いしているところでございますので、ご希望の方については、一定の大きさに解体した上で、清掃センターのほうへ持ち込んでいただいて処理をしているという状況でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

そうすると、それは1人ではなかなか難しい場合も出てきますよね。そうすると、その費用っちゅうのはどうなっておるんですか。日当になるのか、個数で言うのか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

○環境生活課長（五十嵐久英君）

有害鳥獣捕獲への1日の出勤につき、出勤費ということで、1日1,400円。それと、鳥獣を捕獲した場合、イノシシ・ニホンジカ・猿のような大型獣については、1頭につき1万円ということで、委託料をお支払いさせているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

1,400円の1万円、これは高いか安いかは、非常に価値観の問題ですからわからないですが、内容をもう少し検討していただいて、ひとつ今後にあるんですが、猟友者に支障のないようにご協力をいただけるような補償をしていただきたいと、これを要望しておきます。

じゃ、ジビエの件で、ちょっとお願いいたします。

市内にジビエの活用があるかと思えます。これを、市内の地元食産品、名物料理としてどうか、これはできないでしょうか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

## ○商工農林水産課長（池田 隆君）

現在、ジビエを提供する料理屋というのは、幾つかあります。処理のほうも、個人の方で処理施設を持って、市内の飲食店に卸して売というのが現状であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

## ○4番（吉川慶一君）

ぜひ、積極的にもう少し、利活用していただきたいなと思います。とってくるのは大変だ、料理するのは大変だと思うんですが、その辺は、5次になるのか6次になるのかわかりませんが、ぜひ、お願いしたいと思っております。

この辺、なぜ言うかという、農作物が被害、やっぱり多く出ております。そのためにも、やっぱり軽減・抑制、ぜひ、国でも進めておるわけですから、やっぱり積極的に進めていただきたいなと思います。

せっかく農作物をつくっていると、イノシシが入れば、要するに販売品にならないとか、こういうのもお聞きします。ぜひ、お願いしたいなと。

ここで、やるためには、市民も一緒になって協力できる方法はないのかどうか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

## ○商工農林水産課長（池田 隆君）

ジビエの活用というのは、やはり有害鳥獣駆除の1つとして、有効な手段でないかというふうに考えております。

しかしながら、肉の安全性でありますとか、安定供給などの課題もありますので、猟友会などと情報交換を含めて、今後、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

昨年は、ジビエ料理講習会というのを開催をさせていただいております。このような機会を通じて、ジビエの理解を深める普及活動の一環として、今後も継続していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

## ○4番（吉川慶一君）

最後に、提案をさせていただきたいなと思います。

やはり積極的に、被害をこうむらんためにも、市民・地域の人から理解をいただいて、けがをしてしまうと、大変な事故になってしまいます。そうならないためにも、早い対応・対策をして、お願いしたいなと思います。

それと、電気柵を先ほどもお願いしましたが、小さな方でも電気柵の補助をできないかどうか、ご検討を願いたいなと思います。何か、糸魚川方式でも何でも構いません。ぜひ、ごみ補助じゃないですけど、そういうこともありますので、そうしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか

か。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

電気柵の補助につきましては、先ほど申し上げましたように、個々への補助というのは現在ございません。また、そうなりますと、非効率になりますし、鳥獣を防ぐという観点からいいますと、まとまりのある集落で対応が必要となってまいりますので、基本的には集落単位で補助していきたいと、今後もそうしたいというふうに考えております。

いずれにしましても、鳥獣被害の防止については、捕獲、それからジビエの活用も含めて、全体で検討させて取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

ありがとうございました。ぜひ、ご検討をいただきたいと思います。大きな事故にならないような対策をしていただきたいと思います。

次に移らせていただきます。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

非常にふるさと納税を県下でもいろいろあります。国からもいろいろ出てまいりました。ぜひ、二、三お伺いいたします。

まず、県下のふるさと納税の取り扱い、現状をお願いしたいと思います。状況を、わかる範囲で。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

嵐口企画財政課長補佐。〔企画財政課長補佐 嵐口 守君登壇〕

○企画財政課長補佐（嵐口 守君）

県下の状況でございますが、県下全般的に取り組んでおります。

それで、今年度末の状況というのは、まだございませんが、それぞれ自治体において名前等は違っております。大体、ふるさとというのが入っておりますけども、それぞれ取り組んでおられます。収入といたしましては、平成27年度から増加して、それまでの間、堅調だったということで承知してます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

県下もそうなんです、全国的には非常に多くのこのふるさと納税寄附金を利用しているところが、数多くあります。余り過剰になりまして、今度は総務省から注意を受けつつ、見直しを受けました。これは、いいか悪いかわかりませんが、ちょっと中身に、若干触れさせていただきたい

など思っております。

ちょっと、糸魚川の場合で、具体的にどのように活用されてるのか、お願いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

嵐口企画財政課長補佐。〔企画財政課長補佐 嵐口 守君登壇〕

○企画財政課長補佐（嵐口 守君）

糸魚川市のふるさと納税、いただきました4億5,200万円、大変ありがたい数字だと思います。

昨年度いただきました金額の約半分が、大火復興のほうに充当させていただき予定にしております。また、あと半分につきましては、これまでと同様にふるさとの振興の資金として、使わせていただく予定にしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

大変ありがたい4億のお金をいただいておりますから、有効に使っていただきたいなと思います。

それで、ふるさと納税を、自治体によって返礼品があります。この返礼品を、当市はどのような返礼品を扱っていたのでしょうか。具体的で結構です。全部でなくて結構です。主なものを、お知らせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

嵐口企画財政課長補佐。〔企画財政課長補佐 嵐口 守君登壇〕

○企画財政課長補佐（嵐口 守君）

主なものでございますが、米・酒、また海鮮品等でございます。また、宿泊券等もでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

この返礼品について、過剰になってまいっております。このふるさと納税が急増した背景には、地域の返礼品をもらえる仕組みがあると思ひ、納税をしていただいたということです。

その地域活性として効果、大火前にどうでしたか。それと、大火後にどう変わったのかどうか、お伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。



ふるさと納税につきましては、当市においては、平成23年・24年くらいまでは、大体、年間500万円くらいで前後いたしておりました。その後、平成25年以降、1,000万円を超えるような状況になりまして、平成28年度につきましては、駅北大火への全国各地からのご支援の気持ちがありまして、先ほど嵐口補佐が申し上げようような状況となっております。

本来、この制度の、ふるさと納税の本来の趣旨は、冒頭の市長のほうでも申し上げましたように、生まれ育ったふるさとへの応援、あるいは応援したい自治体に支援をいただくというような形でございます。その本来の趣旨を踏まえて、お礼品を考えておるわけでございますが、したがって、当市の場合においては、寄附をお寄せいただきました方への感謝とお礼の気持ちということで、お礼品を送らせていただいております。副次的な効果としては、約110の地元産品をお礼品として用意をいたしておりますので、地元産品の情報発信であったり、あるいは地元から調達いたしますので、市内の事業者の皆さんの経済効果などが、副次的にあるというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

そこで、返答なりいただいたんですが、どうもマスコミ等を見ますと、他の自治体では、返礼品が非常に過熱してるということです。当市はそういうこと、あるのかないのか、そこだけ伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

嵐口企画財政課長補佐。〔企画財政課長補佐 嵐口 守君登壇〕

○企画財政課長補佐（嵐口 守君）

過熱する原因といたしまして、返礼品の金額の割合があるかと思えます。糸魚川市におきましては、約3割という総務省の指針、ほぼおさまっておりますが、若干100円、200円上回っているものがありまして、それは今、対応しておりますが、そういった観点からいたしますと、過熱というものはございませんで、やはり皆様の、お金を下さる方のお気持ちを考えますと、大火のほうへの気持ちだと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

大火がありまして、大火でお気持ちをいただいておりますということでございます。

返礼品の中に、何かチケットっていうんか、何かそういうものも、前にあったんじゃないかなと思っておりますが、間違っていたらごめんなさい。

それも必要だと思います。当市へ出向いていただく、おもてなしの、やはり心、こういうものも必要でないかと思うんです。こういうものは、どうなっておりますか、その点、伺います。

来ていただくためには、その返礼品の中に含まれているのか、何か品物であるのか、チケットであるのか。こういうのはあるかどうか、伺います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

嵐口企画財政課長補佐。〔企画財政課長補佐 嵐口 守君登壇〕

○企画財政課長補佐（嵐口 守君）

大きなものというわけではございませんが、糸魚川市の博物館等無料ご招待券等を、入れさせていただいております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

補足して、お答えいたします。

お礼品の中には、当市内の宿泊施設の宿泊券というの、お礼品の中に用意をいたしております。希望される方は、宿泊券を用意して、その宿泊券を利用して、糸魚川市に訪れてご利用いただくという状況も、お礼品を活用してございますので、追加して補足の説明とさせていただきます。

失礼しました。もう1点、先ほど私、ちょっと申し上げられなかったんですけども、駅北大火の関係で支援をいただくという形で、全国から非常に多くの寄附をいただいておりますが、駅北大火の関係につきましては、お礼品なしという枠で受け付けをしております。非常に多くの金額が、その大火の災害からの復旧・復興の枠というところで、ご寄附をいただいております。これについては、お礼品なしということで、寄附される方がそういうお気持ちで、そこに寄附いただいておりますので、お礼品をしておりますので、つけ加えて説明させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

宿泊券も含まれているということで、ぜひ、糸魚川へ出向いていただきたいと、こういう気持ちでないかと思っております。そういうものを大いに利用していただいて、糸魚川へ一度は来てみたい、また2度、3度と来ていただくことをお願いしたいと思っております。

やはり、せっかくふるさと納税をしていただいたわけですから、有効にやはり使って、来たときにそれが見えるようにしていただかないと、どこにどう使われたのかわからないようなわけにはいかない。その、役立てた場合の明確さ、使ったということは、広報等であろうかと思っておりますが、例えば、何かものをつくったときに、これはこういうもんでつくられたよというのを、しているのかどうか、ちょっとお伺いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

嵐口企画財政課長補佐。〔企画財政課長補佐 嵐口 守君登壇〕

○企画財政課長補佐（嵐口 守君）

昨年いただきました4億5,200万円につきましては、今年度以降に、各種事業の中で使わせていただきますので、その点はこれからでございますが、やはり、復興のところでいろいろと使わ

せていただくことが多いかと思えますけれども、そういったものはホームページ等で、今後、市の復興の様子を伝えさせていただきたいと思えますので、そういったところで承知させていただきたいと思っております。

また、ほかのふるさとの応援の資金につきましては、各種、同窓会事業とかに使わせていただいとるところでありまして、何に使ったかといったところも周知が必要かと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

ぜひ、いただいたのは見える化していただきたいと思えます。また、それに増してご協力を、まだご協力をしていただきたいということです。

そして次に、過剰な返礼品は控えて、社会通念上お返しせえとこうなってるわけですが、糸魚川の特産品・地場産品を、もっともっとPRしていきたいと、私はお願いしたいところですが、最近、全国では、こういう3割以下にということで指導が出てまいりました。これには、検討します、下げますっていう回答が出ておりますが、ただ、この中で1点、ヒスイ商品をどうするかということがありますが、これはどのようにお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

返礼品のあり方について、総務省のほうから本年度、いわゆる通知というような形で連絡をいただいております。その中での1つには、返礼品は寄附をいただいた金額の3割以内とするようなこと、それから、返礼品については、金銭類似性の高い物、あるいは資産性の高い物、価格が高額な物、こういう物は控えなさいよということでの通知でございます。その中に、具体的には、いわゆる装飾品に当たるこういうものの考え方で、ヒスイ製品、当市が今、お礼品として用意いたしておりますヒスイ製品については、宝飾品に当たるので好ましくないというような形で、意見をいただいております。これについては、総務省の基本的な考え方に基づいて、当市のほうでは是正、直していきたいというふうに考えております。提供いただいております事業者の方とご連絡をさせていただきながら、総務省の通知の内容に沿って、直していきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

直していこうということで、再度お聞きしますが、これは見直しですか、やめるんですか、どうしますか。再度お聞きします、ヒスイ商品を。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

いわゆる総務省のほうで言っている宝飾品という部分についての通知がございますので、宝飾品に当たるといふようなものについて、直していきたいということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉川議員。

○4番（吉川慶一君）

じゃ、見直していくということで理解いたします。

ということで、1つだけ最後に提案、お願いしたいことがあります。いろいろ全国からご寄附をいただいております。そのためにも我々糸魚川地域として、活性化のために、返礼品を出しております。返礼品をよくご検討いただいて、今まで一生懸命、返礼品を発送していただいた人たちにも、支障がないようにしていただかないと、一生懸命やったのが、ここで突然切られると、いや、ちゅう問題も私は出るんじゃないかと思えますんで、十分その方とご協議していただいて、糸魚川のPRを、ひとつ十分していただきたいと思っております。やはり、返礼品によって、地域の名品をやっぱり出した、名物品もあるんだし、珍品もあろうかと思えます。そういうものをひとつ、出していただきたいなと思えます。110品目があるわけです。それが何点になるかは、これからご審議だと思えますが、ぜひ、ひとつご協議していただきたいと思えます。

以上で終わらせていただきます。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、吉川議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

暫時休憩します。

再開を13時といたします。

〈午後0時03分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に山本 剛議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。〔3番 山本 剛君登壇〕

○3番（山本 剛君）

新人の山本 剛でございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

通告書に基づき、1回目の質問をさせていただきます。

1、駅北大火を受けて、防火対策見直しの現状について。

今回の大火に際し、身の危険を顧みず、消防署を初め消火活動・避難等にかかわった方々、本当にご苦労さまでした。感謝申し上げます。また、被災者からは、火災の後、昼夜を問わない生活維持のための努力に、市長を初め市職員・ボランティアなどの方々に、感謝の言葉が多く聞かれました。しかし、復興はこれからです。今後ともよろしくお願ひいたします。

本年3月の定例会、一般質問で多くの議員から、防火対策についての質問がありました。私も、傍聴席からその内容を聞かせていただきましたが、今回はもっと詳しく掘り下げて、質問をさせていただきます。

(1) 国や県は今回の大火を受けて、広域消防体制の見直しや密集した隣家での火災報知の連動を検討するなどの動きがあります。糸魚川市では、消防車の購入・防火水槽の増設等を検討するとのことですが、生コン業界との協定を含め、3月定例会以降の国・県・市の対応の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

(2) 市内を流れる用水路は、以前は消防署もその管理にかかわっていたとのこともあり、その経緯を伺います。

(3) 消防団の現状について、消防団員の確保は十分なのでしょうか。十分でなければ、その対策をどう考えているのでしょうか。

(4) 大火後、国の有識者の検証で初期消火の対応が指摘されています。現在の火災発生時の消防署の出動体制について伺います。

(5) 火を出さないことが、最も有効な火災対策と考えますが、火災予防についての新たな取り組みはどうお考えなのでしょうか、伺います。

2、社会体育と学校、学校と教育委員会などの関係について。

(1) 「日本一の子ども」を目標に掲げる糸魚川市として、スポーツで日本・世界での活躍を目指す子供たちの夢をどう考えているのでしょうか。現実には、才能のある子供たちは、市外の学校へ出ていっています。これをどのように考えているのでしょうか。

(2) 近年、少子化で学校の部活動では、人数不足で団体競技が行えず、廃部や休部にならざるを得ない現状があります。また、教員の激務も問題化され、部活動の顧問を敬遠する風潮が感じられます。教育委員会としてこの現状をどう捉えているのでしょうか。

(3) 教育委員会と学校の関係について、学校の設備の民間使用、学校の部活動の創部・廃部は校長の権限と聞いていますが、どうでしょうか。また、教育委員会との権限のかかわりはどうでしょうか。

(4) 学校と社会体育の関係と権限はどうでしょうか。

(5) 教育委員会と体育協会との関係はどうでしょうか。

(6) 文部科学省は、学校の部活動への外部指導員の導入に傾きつつありますが、教育委員会はどのように捉えているのでしょうか。

1 回目の質問を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

山本議員のご質問にお答えいたします。

1 番目の 1 点目としましては、新潟・富山両県が広域消防体制の強化として、隣接県との応援体制を検討しております。

また、国では、連動型火災報知器のモデル事業として設置を推進しており、当市では消防車の更新・防火水槽の増設を計画いたしております。

なお、生コン組合と協定を 5 月に締結をし、消防水利のさらなる強化を図っております。

2 点目につきましては、消防水利として維持管理をいたした用水もありましたが、現在は、農業用水等を消防水利として利用しております。

3 点目につきましては、定数 1,190 人に対して、現在は 1,027 人であります。国や県、事業所と連携をし、加入促進に努めております。

4 点目につきましては、消防署から第一出動で、合計 6 台の消防車両等が出動いたしております。

5 点目につきましては、気象状況に応じて、きめ細やかな注意喚起を行うなど、より一層の予防活動に努めております。

また、新たに小規模飲食店における消火器設置の義務化に向け、条例の改正を予定いたしております。

2 番目のご質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

山本議員の 2 番目の質問にお答えします。

1 点目につきましては、子供の夢を実現させるため、家庭で相談し、進路を決定しているものと考えております。

2 点目につきましては、少子化による生徒及び教職員の減に伴い、部活の維持は地方共通の課題となっています。多忙化の解消を図る中で、部活動が円滑に運営できるよう、教育委員会が支援してまいります。

3 点目につきましては、学校施設の使用は、学校長の意見を聞いた上で教育委員会が許可を出しております。

また、部活の創部・廃部につきましては、生徒の希望、指導体制等を勘案し、学校長が判断いたします。

4 点目につきましては、社会体育については、社会体育団体が自主的に活動を行っており、専門の指導者による指導が期待できると考えております。

児童・生徒の各種大会への参加については、学校と社会体育団体が、連携を図ることが重要であります。

5 点目につきましては、生涯スポーツの推進や競技力の向上、各種大会の開催等で連携して取り組んでおります。

6 点目につきましては、糸魚川市の実情に応じた、外部指導員の導入のあり方を検討してまいります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3 番（山本 剛君）

最初に、1 の（1）のことでお伺いいたします。

今回の大火を受けて、本当に国・県・市も、かなり対策を、また新たな取り組みとして行っていると思うんですけど、いわゆる公が行うその対策以外に、民間が、実際にはこの糸魚川市内で、何かそういう対策の動きがあるんでしょうか。ちょっと、あったら教えていただきたいと思うんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

よろしくお願いたします。

今ほどの、民間での火災予防というようなことでございます。

私、今のところ、直接は聞いておりませんが、今回の大火を受けまして、各企業の皆さん、事業所の皆さん方、やはり火災予防に気をつけなければいけないというようなことで、それぞれの事業所などの中で、そういう話をしたりとかいう啓発等をしているというふうに承知をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3 番（山本 剛君）

ありがとうございます。

私は、一市民として、やはりみんな口に出せない部分があるんだと思うんですね。やはり、自分のミスであれだけの大火を起こした。でも、市民として、例えばそのラーメン屋さん、その組合だとかいわゆる飲食業、火を扱う商売やってる方々の責任も若干あるんでないかっていうふうに考えるんですね。例えば組合で、風の強い日、乾燥の強い日、そういうときにはやはり、組合の中でお互いに火を出さないような連絡をし合うとか、そういうものも重要なことだというふうに考えてる

んですけど、そういう動きは、実際のところはなかなかないというふうを考えてよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

今ほどの件は、やはり議員の言われるとおりでと思います。あと、関係団体の皆様方、そういう横の連携の中で、やはり気をつけましょうということも必要だと思いますし、私、先ほどちょっと申しおきましたけども、やはり火を出さないということが大事でありますし、企業とかそういう団体の皆様ばかりでなくて、やはり市民皆さんが、火を出さないということを気をつけるということをしていくことが必要でありますし、その部分は、我々消防本部において市民の皆さんへ、意識の醸成、火災予防を訴えていく立場だというふうに思っておりますので、その辺につきましても、今後、鋭意努力してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。

ぜひとも、やはり民間が、我々市民が自分たちで火を起こさないという意識がない限り、やはりこんだけの大きな災害も起きる可能性っていうのは、十分あるんだと思っています。その点でまた本当に、例えば公民会単位、公民館とか自治会単位だとか、例えば教育の現場だとか、やはりそこらで火災予防に対する部分、また後でもちょっと出ますけど、そんな感じで頑張っていたければというふうに思います。

今回の中で、火災隣家での火災報知の連動だとかとあるんですけど、確かにですけど、今、糸魚川で密集地というと、横町地区だとか白馬通、上刈だとか、さては駅前よりも東側ですね、結構あるかと思うんですけど、そこらあたりのいわゆる旧街道沿いですかね、そこらあたりが密集してるそこだと思うんですけど、それも含めて検討してるというふうを考えてよろしいんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

議員言われるのは、国が今、進めているモデル事業での、連動型の住宅火災警報器ということだというふうに承知をしております。それにつきましては、そこばかりではなく、今、国のモデル事業で、今、予定されてるのは、全国で20カ所ぐらいというふうにお聞きをしております。うちも、今回のことを受けまして、ぜひ、そのモデル事業に乗って、検証をしていきたいと。そのことを、全国にも発信をしていきたいというふうに考えております。現在まだ、国のほうから正式には通知が参っておりませんが、当消防本部といたしましては、その準備を進めているという状況でございます。



〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

確かにいいことだと思いますし、今、私、糸魚川のことだけ話しましたが、青海地区、やはり能生地区も同じようなことだと思うんですね。国が出された指針よりも、やはりこれだけの大火を出した糸魚川として、本当に幅広いそういうふうなものを糸魚川モデルとして、やはりやっていく必要があるんじゃないかというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

次に、（2）用水路の件でお伺いいたします。

実際には今、農業用水というかそういうところに、取水組合にお任せってことなんでしょうけど、以前は消防署が管理をしていて、確かに消防署がやっていると、ごみだとかああいうのが詰まったりして、かなりの負担があったっていうふうに、話聞いてます。そういうことでは、農業組合、取水組合とかそういうところにお任せすることは、決して悪いことではないというふうに考えるんですけど、そこらあたりの連絡体制、火事になったときの、そこらあたりの内容をちょっとお聞かせいただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

お答えします。

用水組合さんとの連携ということだと思います。

これにつきましては、従前から用水組合さんと協定書的な、覚書き書的なものを結ばせていただきまして、有事の際には、こちら水門等の調整をする。組合さんも、その対応をしていただくというようなことを相互で確認をしておるところでございます。

また、今回のことを受けまして、改めて用水組合さんとその辺を確認をして、双方連携をして、対応してまいりたいということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

奴奈川用水組合の方のごく一部ですけど、私、そういう話し合いが行われてるということをお聞きしております。

ただ、消防署員の方も聞いて、本当に火事、あれだけの火事になりますと、もう連絡体制がなかなか、もう連絡する人間すらなくてという話が聞かれますので、ぜひとも、そこらあたりもカバーした形。もう消防署からじゃなくて、例えば消防署が市の総務課に連絡すると、その総務課がそういうこと連絡をとるとか、やっぱりそこらあたりも含めた、いわゆる連絡体制の構築も必要なんじゃないかというふうに思います。

そういうことで、ちょっとその件でお伺いします。よろしく願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

池田商工農林水産課長。〔商工農林水産課長 池田 隆君登壇〕

○商工農林水産課長（池田 隆君）

今回の駅北大火に当たっての、奴奈川用水の使われ方、また用水組合の動きについて、ちょっとご紹介させていただきたいと思います。

用水組合の方は、10時半ごろ、火災の放送を聞いたそうです。その後、直ちに水門を全開、全開というか水門をあけまして、奴奈川用水のほうへ水を流水させたと。その後、下流に向かって用水の中を管理しながら、ごみもありますのでところどころ、確かにつかえておったと。そのごみを取りながら、下流のほうへ向かったと。10時半ごろには上刈会館のあたりで水があふれておったので、水の調整をしながら、10時55分ごろ火災現場へ行ってみますと、奴奈川用水に消防車のホースが入れられて利用されておったというようなことであります。

奴奈川用水、それから西海のほうから流れてくる万石用水、こういう用水組合の方々については、もし火事があれば、即座にそういう対応をとるとというのは、日ごろから心がけておるということであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。

実際に奴奈川で、ちょうど水崎ですかね、水上でとって、本当に町場に来るまで、約1時間ぐらいかかるっていうふうに聞いてるんですけど。それと同時に、私も水のとる場所から来ると、支線があって、本当に町場の今のみいちゃん通りの、来るまでには、何カ所、30カ所ぐらいに分かれてくるんですかね。そこらあたりの、いわゆるほかのところに水を行かなくなるようなことも、やっぱり考えとかなきゃいけないっていうふうに考えるんですけど、ただ、本当に元だけあけるだけでは、本当の火事場のところに行かないと思いますんで、そこらも含めて、今後、検討材料として考えていただければというふうに思うんですけど。連絡体制と、いわゆる方法ですね、そこらあたりよろしくをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

議員の言われるとおりでと思います。

先ほど、商工農林水産課長も説明をいたしましたけれども、用水組合さんにも協力いただいたと。当日においても、当初5分からも水門のほうへ出向いた、水門を確認をしてると。通常においても、どこをあければどっちへ水が流れるかとかいうことは、当消防本部の中では周知をして、了解をしているという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。

連絡体制の中に、例えばその管理が何名かいるんですよね。1人だけじゃなくて、その方が、例えば旅行中でいなかったときにはどうするとかと、そこらあたりも含めてあるかと思うんですけど、お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

それは、用水組合さんの対応だというふうに理解をいたします。

それにつきましては、その辺も含めまして、用水組合さんも、当然1人ではなくて、複数の方々が、対応をしていただけるような体制をとっていただいているというふうに承知をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

では、（3）に移らせていただきます。

消防団の現員として、さっきちょっと聞いたんですが、1,027人とかって。定数はどれだけか、ちょっともう一度お願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

定数は1,190人であります。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。

約160名ぐらいですか、足りないということですね。それに対して、県のほうでも消防団の募集とか、新潟消防団員サポート制度とかそういうふうなものがあるんですけど、実際に始めて、これによる効果があったんでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

## ○消防長（大滝正史君）

県が、今、進めておりますのは、1つの例といたしまして、昨年12月1日から、新潟消防団サポート制度というのを始めております。議員の言われるのは、こういう部分もあるのかなというふうに承知をしております。

これにつきましては、この4月1日現在、その前にこれは、県下の消防団の皆さんが、そういう消防団のカードを持って県内の店等に行くと割引があると。例えば粗品をもらえとか、例えば食べたものが少し割引をしていただけるとか、そういうような制度でございます。

これにつきましては、県内では現在709店舗、登録をされているというふうに聞いておりますし、当市内におきましても28店舗、登録をされているというふうに承知をしております。

ただ、効果があったかどうかというところまでは、まだ半年ぐらいの経過でございまして、把握をしていないのが現状でございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

## ○3番（山本 剛君）

長岡市は、消防団にと言いながら、消防団とはちょっと違った形だと思うんですけど、大学生・短大生あたりを消防団の団員、ちょっとそんな感じでっていうふうに捉えてますし、中津川市では、高校生を消防奉仕団みたいな感じで捉えてるところも始まっているんですけど、糸魚川市でやはり何か、そういう消防団、本当に実際に火事場に行って、消防署のあれを補助するような、実施に放水するとかそういうことじゃなくて、そういう奉仕だとか予防に携われるような、そういうふうなことを考えているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

## ○消防長（大滝正史君）

お答えします。

当市においては、大学生とか専門学校生という学校がございませんので、そこら辺の対応はなかなかできないのかなというふうに思っておりますけれども、今ほどありました、例えば高校生とかということもございますけれども、当市の条例では、高校生はまだちょっと入れる状況にはなっていないという状況もございます。

そのほかでは、例えば女性消防団の方々、特に火災予防の関係、それから救急の関係というようなことで活躍をさせていただいておりますし、また、機能別消防団ということで、火災の現場には出ないけれども、ほかの分野で協力しましょう。また、地元であったときには、若い団員がちょっと不在のときには、消火活動も協力しましょうというようなことも含めて、いろんな方々からの協力を得てやっているということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

私、電気化学工業に勤めておりました。セメントを扱っていた関係で、あそこも危険物取扱所ということで、私も消火というか、消防の訓練だとかいろんなことをやって、実際にも放水したこともあります。実は電化は、化学工業ですので消防署を持っています。ただ、人員の確保っていうか、費用がかかりますので、だんだんその消防署員が少なくなる。

その中で、現場の作業員を、いわゆる消防っていうことで、消防の予備っていいですか、実際に火事があったときに、例えばホースをつなげるのはどうだとか、やっぱりそんなことを考えておりました。だから、消防団がそう位置づけるのかもしれないけど、逆に言うとその下に、例えば私もホースのつなぎ方ぐらいはわかりますし、その消防団以外でも、やはりそういうふうなことが補助できるような、そういうことも考えていくことによって、今回の火事でも、本当に消防の方が忙しくて、猫の手もかりたいよと、そういうふうな話も聞きますんで、その消防団の補助、消防署の補助、消防団の補助的なそういうふうな制度も、やはり必要なのではないかというふうに考えるんですけど、その点もちょっと、考えていただけませんかというふうなことなんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

お答えする前に、先ほど、私、答弁の中で、機能別消防団で、少し間違った答弁をしたのかなと思っております。というのは、機能別消防団、火災とかの現場に出ないというふうに、たしか発言した部分が前段の部分であったかもしれませんが、機能別消防団の皆さんは、例えば訓練とかそういうところには出ないんですけども、災害等には出動していただける、火災等にも出動していただけるということで、その部分をちょっと訂正をさせていただきたいと思っておりますし、今ほどありました、消防団員とか、例えば事業所さんの消防隊の補助とかいうことございます。

私どもの考えるところでは、自主防災組織というのは、市内でも組織していただいております。そういう方々との連携というのも必要なんだろうなというふうに思いますし、そういう自主防災組織の中でも、消火に携わる担当の方とかおります。

そういうような形で、うちも出前講座とかそういうような形で、講習だけ、座学だけではなくて、実際に動くと、やってみるといふようなところの講習等もやらせていただいておりますので、そういうところで技術を習得していただきまして、消防団、それから常備消防との連携もとらせていただければというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

今回の火災の中で、あるテレビで防火槽ですか、そのふたがなかなかあかないっていうところが、テレビに映し出されたというふうにも聞いてますけど、逆に言いますと、私なんかは、例えば火事が起きたその地域の方が、消火栓のもう、逆に言ったらふたをあけておく、防火水槽のふたをあけ

ておく。そうすることによって、消防署が着いたらすぐにもう、その部分の作業時間を短縮してできると思うんですね。だから、そういうふうな形にも使えるんじゃないかっていうふうに考えますので、ぜひとも、そんな感じで捉えていただければというふうに思います。

あと、私、子供消防団っていうものが必要なんじゃないか、消防団という言い方よりも、子供にその防火活動を、この前の全員協議会の中でも子供に、かちかちやる火の用心やらせるっていうようなことを提案させていただきましたけど、その点について、どんなお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

お答えします。

今ほどのことにつきましては、今、ご検討いただいておりますし、進めております。復興まちづくりの計画の中でも、プロジェクトが6つあるわけですが、その中の6つ目のプロジェクトのところでも、主な施策という中で、子供消防団の設置というようなことをうたわれております。これは、当然まだ、検討段階でありますけれども、そういうことも視野には入れているというところでもあります。

とは申しましても、日ごろから、教育委員会部局とかそういうところでの連携の中で、日ごろから火災予防を訴えていく、伝えていくと。やはり、子供のときからの教育っていいですか、教えるってことが大事なんだろうなというふうに捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

私は、高校生とか、ここに大学ありませんので、高校生・中学生・小学生、やはりそういうふうな組織をつくるのが大事なことだと思うんですね。それが、例えば小学生ぐらいから、中学生ぐらいからそういうものに入れば、将来、大人になったときに消防団に入っただけの確率が高いんじゃないかというふうに考えます。ぜひとも、そんな感じで捉えていただければ。

あと、消防とはちょっと関係ないかもしれませんが、消防団、例えば「火の用心」って言いながら、子供だけじゃなくて、若干大人がついてもいいと思うんですけど、そういう大火になるような天候のときに、そういうふうなことをやっていただければ、実に、我々年とった人として、例えば子供とコミュニケーションがとれるんですね。

今、私、須沢ってところに住んでいるんですけど、今、こういう世の中になったら、うちの前に小学生が通ります、幼稚園の子供が通ります。でも、声かけられないんですね。逆に言うと、何かされるんじゃないかとか、不審者扱いされると。早い話が、向かえ、隣、三軒隣ぐらいは、顔見れば、あの子だなんてわかるんですけど、もう100メートル離れると、逆に子供とのコミュニケーションがないんですね。

だから、例えばそういう子供が消防団という形で入ってきて、「こんにちは。きょう、火事起こさないように火のもと注意しようね。」ということで、子供とのコミュニケーションもできて、そ

れが地域の防災だとかいろんな部分に広がっていくんじゃないかと思うんですね。だから、ぜひ、そういうことも考えて、ぜひとも、子供消防団という名称がいいのかわかりませんが、いわゆるコミュニケーションの場も含めて、考える必要があるんじゃないかというふうに考えてますけど、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

やはり、議員言われるように、火災予防で子供さんからやっていただく。そういうコミュニケーションも大事いうことでありますけど、やはり、全体的にやっぱり地域のコミュニティというところでは、重要なことだというふうに捉えております。1つのことを1つのことだけではなくて、やっぱりトータル的に物事を考えていくということが大事なのではないかなというふうに思っておりますし、それがまた、地域の活性化につながるのかなというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

今の件について、教育委員会はどのように考えていますでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

お答えします。

確かに、地域での子供たちの活動っていうのは、私どもは、公民館単位というところでとり行っているわけですが、そういった各地域、市全体でっていうとなかなか難しい面もあるのかなと思うんですが、地域には21の公民館ございます。各公民館単位で、そういった防火を1つのまちづくりとして考えているというところも、これからも当然、この大火を契機として出てくるんじゃないかというふうに思っておりますので、公民館の連絡協議会とかそういった組織ございますので、そういったところで、この大火を起こさない、火を出さないという取り組みなどができないものかどうか、そういった投げかけはしていきたいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

補足してお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、やはり起きてから対応するというよりは、やはり火を出さないというところに主観を置くのが、一番の大事なことだろうと思う次第でございます。それには昔、我々小学生のときには、少年消防団みたいな形でもって、夜警なり夜回りをしてきた記憶があるわけであり

ます。そういったものが薄れてきて、地域の中でも、やはりなかなか子供さんとの地域のかかわりというのは、希薄になってる部分があるわけではありますが、そういったところの是正もできる部分もありますので、今回のこの大火を契機に、復興まちづくり計画をいたしておるわけでもあります。

その中でもやっぱりモデル的に、そういったところを、やはりちょっともう少し踏み込んで、モデル的にもやってみて、広げていきたい部分もございます。子供のときから、そういった火災というものに、しっかり位置づけ・意識を持っておくことによって、消防団に入っただけのことにもつながるわけでございますので、そういったとこと、そして、もう1つはやはり、今、自衛消防団があるわけではありますが、さらに企業の中でもやはりそういった消防団が数が少ない、また消防のやはり常備消防においても、なかなか十分な対応はできないということになってきますと、やはり火災起きてお困りになるのは、住んでる方や企業でございますので、また企業の方々にもご協力できないか、そういったことによって、日ごろから訓練をするときに一緒にやったり、そのように市内全域に対応を広げていきたいと考えておりますので、また、どのようにできるか、今、検討していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

今回の大火に、私、電化の関係があるものですから、電化で構内放送で、消防団員は全員もう仕事をやめてでも行ってみいというふうな放送があったそうです。まさに、地域全体で取り組まなきゃいけないことだというふうに思ってます。

次に、4番、大火後の初期消火についてお伺いいたします。

糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の中で、今回の大火の出動、消防署だとか消防車の出動のある部分が、時間ごとに、警備ごとに出てました。

今の、いわゆる消防の出動態勢だとか、いろんな部分の中で、今回の大火に関しては、私はもう本当に十分、規則どおりのことをやられたなというふうに考えております。逆に言いますと、それによって、あれだけの風の中でも、逆にあれだけの部分でおさめたなというような感じが、私の感想でありますけど、そんな中でお伺いします。

火災警戒レベル1とか2とか3がありまして、それによって、例えば火災警戒レベルが1だと、消防車で町中を、いわゆる火を出さないようにとか、そういうふうなことが決められると思うんですけど、そこらについて、ちょっと詳しく説明していただければと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

これにつきましては、当消防本部の火災予防対策に関する内規という中で定めておるものでございます。

火災警戒レベルにつきましては、まず、下のほうから、レベルの低いほうから1で、注意レベルというようなことが記されております。これにつきましては、風が強く吹いてきたと、乾燥してき



たというような状況の中で、消防本部内で勤務者にその旨を通知をするというようなこと。それから、市民への注意喚起の安心メールを配信することができるとか、そういうようなこと。それから、消防車両等でパトロール、それから水利点検を行うことができるというようなレベルのものでございます。

もう1段上がりまして、警戒レベル2というようなことでありますと、これはちょっと専門的になりますけども、実効湿度が少し下がってくるということとか、強風が長時間吹く見込みだというようなときに、消防職員、全職員へメールで火災警戒のレベルを通知をする。安心メールは同じでございます。そのようなこととか、それから消防車両等によるパトロール・水利点検と、火災予防の広報を行うというようなことであります。また、出動に備えた装備とか備品の準備を行うというようなレベルでございます。

その上に特別警戒レベル、それから緊急警戒レベルと全体で4段階の警戒レベルを設置をしております。それぞれ、だんだん警戒レベルが上がってくるわけですけども、それに対応した行動をとるという定めになっております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

内規で大体、決められてるというふうに、私も聞きました。

今回の火災で、単純に私が思うんですけど、あれだけのという言い方ですかね、風が強くてそういうときに、現場の指揮者が、例えば県内の消防、そういうところに連絡をして来ていただく判断が、現場の指揮者ですけど、ああいう状況のときに、逆にもう早くから、火災発生を確知した段階から、もう上越だとかそういうところに来ていただくという方法が、私は必要なんじゃないかと。例えば、それによって、能生の辺まで上越の方が来たけど、もう鎮火したよったら、そこで帰ってもいいんじゃないかというふうに私は考えるんですね。これ、逆も言えると思うんですね。

だから、その警戒レベルによって、その出動体制、第一出動、第二出動と違ってあるかと思うんですけど、そこら辺のレベルは逆にもう、早くっていうふうに考えるんですけど、ぜひともそんな感じで捉えて、新たな内規だとかそういうもの、正直な話、糸魚川だけではだめですよ。当然、近隣の消防関係だとかそこらも必要だと思うんですけど、その点についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

○消防長（大滝正史君）

今ほどのお言葉、早期の応援要請とか、そういうようなことかなと捉えております。

このことにつきましては、今回のことも受けまして、県内の消防本部で集まりまして、やはり早目の応援体制、こちらが例えば被災側が要請しなくても、状況を見ていて応援準備をする、出動するというようなことも含めて検討をしておりますし、やはりそのためには、情報をいち早く伝えるということが大事なのではないかというふうに捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。

ぜひとも、そういう形で、本当に来てみたけど何もなかった、それでもいいじゃないですか、あれだけの大火になるよりは。というふうな考え方で、捉えていただければと思います。

大火後、1週間ぐらいでしたかな、私、市内で食事をしておりました。そしたら、その方が、どうも長野県の飯山市の方で、あの大火の話になりましたら、飯山市がああ火を見て、消防署員全員集めて、いつでも要請があれば出るよっていう体制をつくっていたんだという話を聞きました。まさにこれ、やはりそういうところで、協定がなくてもそういう人間としての気持ちがあるかと思うんですね。ですから、そういうことも踏まえて、逆に要請がなくても出れるような、逆に言うと、糸魚川が隣町、ほかのところでもあったときには、要請がなくても出るような、やっぱりそういうことも必要ではないかというふうに考えます。

5番目、これについては先ほど言ったように、子供の消防団とか、やはり一般の方がそういうことも含めた、やはり糸魚川モデルとして頑張っていきたいというふうにお願ひしたいと思います。

大きな2番、社会体育と学校、学校と教育委員会等についてお伺ひいたします。

まず、3番目からやりたいと思います。

教育委員会と学校の関係について、学校の権限と教育委員会の権限があるかと思うんですね。先ほどの答弁の中で、校長に権限があるっていうか、そこらあたりがちよっとわかりにくい部分があったんで、教えていただければと思います。

例えば、学校のグラウンドを貸していただきたい。そこらあたりは、教育委員会としては、校長に頼むけど、校長がノーと言えだめなんだと思うんですけど、そこらあたり、ちよっと教えていただければ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

お答えいたします。

議員のご質問は、学校施設の社会体育の利用ということのお話だというふうに受けとめておりますが、やはり1回目の市長の答弁でもございましたようで、学校というのは、やっぱり主たるものは学校になります。それを、有効活用したいというところが、この学校施設の利用というところに結びついております。

したがって、やっぱり主たるものは学校でございますので、学校の施設の管理運営上、支障があるときは利用はできないと。それはやっぱり学校長の判断によって、やっぱり学校のほうの、この時間は使えると、そういった範囲の中での利用ということになっておりますので、やっぱりしたがって、学校長の、学校運営上の支障がないときに限り使えると、そういった判断で施設のほうは使うということで運用をいたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

平成27年でしたかね、大相撲の糸魚川場所を行いました。そのとき、私は幹事長ということでやらせていただきました。

あのとき、駐車場として糸魚川中学校のグラウンドをとという提案をさせていただいて、当初、最初は校長が、やはり学校施設なのでノーだと。その後、4月に学校長がかわりましたらオーケーが出ました。実際に、教育委員会を含めて実行委員会で、本当に近くて助かったと、美山の山の上の駐車場なんか使わずにっていう話がありました。正直な話、学校長の判断1つで、そういうこともかなり大きな部分があるんですね。

実は、広報の中に、これ糸魚川市とは関係ないかもしれませんが、糸魚川高校・白嶺高校・海洋高校の体育館だとかそういうふうなものの使用について、糸魚川高校と白嶺高校は2月から3月ですか、2カ月ぐらい使用は使えないんですね。ただし、海洋高校のみが通年使えるんですよ。その理由は何かというと、その当時は2月から3月、4月の頭にかけて年度のかわり方と、いわゆる入試だとか式があるために、もうノーだと。実際に、本当に3カ月も使えないことがありますのか。

私、柔道の関係で白嶺高校の柔道部、柔道部の格技場は、今の入学式も全然関係ないんですね。それでももう、今までの前例っていうか、そういう部分でもうノーなんですね。

ぜひとも、だからそういうことを含めて、やはり教育委員会である程度の学校の使用のそういうふうなものを、校長の判断だけじゃなくて、ある程度の指針をつくっておく必要があるように思うんですけど、どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

学校教育法施行規則では、学校には、その学校の目的を実現するために、校地ですとか校舎・校具・運動場等、設備を設けなければならないというふうに記してあります。学校施設の管理は、基本的には設置管理主義という原則になりますと、管理設置者であります市町村になりますし、県立の学校であれば新潟県ということになるかと思えます。

ですから、実際の学校という、先ほどの学校の目的を達するためにということを考えますと、校長の施設の維持管理ですとか、教育計画に基づいての管理ということも考えますと、学校の教育目標を達成するために、どのようにすると一番いいのかということは、校長の一番の実態に応じて判断をされてくるということを思います。教育委員会のほうで、全ての学校の実態ですとかについて細かく把握っていうことは、なかなかできないことでもありますので、校長のほうで、実態を把握している校長が実態をつかみ、そしてその許可をしているというのが現状でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

## ○3番(山本 剛君)

校長会があるかと思うんですね、校長が集まる会。やはり、そこらあたりでできれば、やはり市民のために、教育は当然の話です、大事なことです。本当に何かがあるときには、使わせてくれということは無理だと思うんですけど、やはり、それ以外のときはできるだけ使うような、校長会でそんな話をしていただければ、ありがたいなというふうに考えます。

次に、学校と社会体育の関係についてお伺いします。

社会体育は、実は、今回の能生中学の件も含めてですけど、権限のほうは学校側にあつて、社会体育に何も権限的なものはないんだと思うんですね。例えば、今回の能生中学の件も、社会体育が能生中学校という名前をかりて大会に出ておつたと。それを許可する、大会に出させる権限というのは、当然、学校長にあるかと思うんですけど間違いはないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長(五十嵐健一郎君)

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

## ○教育委員会こども教育課長(山本 修君)

中学校体育連盟の大会で、中学校の代表として出ると、中学校の名前で出るということであれば、校長の判断ということになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長(五十嵐健一郎君)

山本議員。

## ○3番(山本 剛君)

逆に、出さないこともできるということですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長(五十嵐健一郎君)

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

## ○教育委員会こども教育課長(山本 修君)

はい、そのとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長(五十嵐健一郎君)

山本議員。

## ○3番(山本 剛君)

では、教育委員会と体育協会っていうのは、どんなかわりになっているんでしょうか。事務局は生涯学習課にあるかと思うんですけど、その点についてお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

## ○議長(五十嵐健一郎君)

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

## ○教育委員会生涯学習課長(渡辺孝志君)

お答えします。

体育協会と私ども教育委員会でございますが、やはりスポーツの振興ということと、競技力の向

上という関係で、特にスポーツの振興というところが、どうしても行政だけでは、教育委員会のところではできない部分っていうのは非常にあります。

したがって、そういった自主的な社会体育で活動されてる皆さんの力っていうのは、非常に大きいものがあります。市教育委員会の人員は、もうごく少ないですけども、体育協会ですと30近い加盟団体がございますので、そういった皆さんの力をかりながら、一緒になって、スポーツの振興ということで取り組んでいっておるものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ここに、平成28年度体協要覧があるんですけど、体育協要覧ですね。目的・事業そのものがどうなってるか、ちょっと読んでいただきましょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

お答えします。

今、体育協会の規約の第3条というところで、協会の目的が書いてございます。ちょっと読み上げます。

第3条になります。本会、体育協会になりますが、本会は体育、スポーツを振興し、各種体育団体及び関係機関と連絡調整を図り、健康で明るい地域づくりのため、市民体育の健全な発達と、個人または団体の競技力の向上を図ることを目的とする。

事業の第4条といたしまして、第1項としまして、地域内各種体育団体の連絡調整に関するということふうに記載をしております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。

これによれば、4条の第1項に、地域内各種体育団体の連絡調整に関するところが、1番目にうたわれてます。2番目が、読まなかったんですけど、中央及び県内体育諸団体との連絡並びに共同事業の推進と協力に関するところ、以下9つまであります。

この1番目に各種団体との連絡調整、私は今回の能生中学とスポーツの、そのいわゆる社会体育はこの部分に当たるんだと思うんですね。これ、教育委員会じゃなくて、体育協会が第三者的な立場で調整を行うのが、本来の体育協会の目的ではなかったかって考えるんですけど、どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺生涯学習課長。〔教育委員会生涯学習課長 渡辺孝志君登壇〕

○教育委員会生涯学習課長（渡辺孝志君）

お答えします。

私の教育委員会の立場としては、事務局をあくまであずかっている立場でございますので、体育協会の役員の、ちょっと意向というわけには申し上げられないんですけども、教育委員会とは別に、自主的に集まっている社会団体の集まりでございますので、議員のご提言のとおりのものかというふうに思っております。

このことにつきましては、体育協会の役員会並びに理事会と、こういったものがありますので、もう一度、この規約の目的に沿ったものをお伝えして、審議っていいですか、議論のほうをしたいなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。

まさに、私は体育協会の意義っていうものは、こういうところにあるんじゃないかと思うんですね。いろいろと、もう半年以上ですか、その能生中学の件でもめておりますけど、報告書も含めて。

実は、私も相撲とのかかわり合いがありまして、とはいいいながら、私、大相撲終わった後に相撲協会も、相撲連盟ですか、脱退させていただきました。卒業という形ですね、それを花道にということで、ですから実際に、今はかかわってはいないんですけど、ただ、一部その方とかかわってたと聞きまして、あの調査は一方的な見方をされててというふうに聞かれています。いわゆる教育委員会も、やはり教師側というふうに見られてるような感じがいたします。そんな中で、やはり公平な立場でやれたのは、体育協会ではなかったかっていうふうに考えております。

だから、そこらあたりも体協ですね、先ほどの答弁のとおり、やはり体協の中の役員会を開いたり、やはりそんな部分の調整が必要かというふうに思います。よろしく願いいたします。

今、本当に学校の教員も激務で大変だという中で、いわゆる部活動の外部指導の導入が、本当に高まりつつあります。

先ほどの権限の話なんですけど、柿崎のテニスの部分で記事に載っておりました。ことしは、いわゆる中体連ばかりじゃないんですけど、それに出させてくださいって言ったら、校長がいいよと言ってますけど、次の年はもうだめだと。やはり校長の判断でそう言うと、本当に頑張ってた子供が、やはり発表の場というか、大会に出れなくなります。そういう面では、世の中の流れが、いわゆる教員だけに押しつけるんじゃないくて、いわゆる社会体育の指導員、それにも例えば引率の許可を与えるとか、そんな感じになりつつあると思いますんで、ぜひとも、糸魚川も、やはり最初に言った、日本一の子供を目指す、夢を追いかける子供を目指すものについては、やはりそんな形で考えていただければというふうに思います。その点について、ちょっとお伺いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

部活動の指導員につきましては、県内でも見附市で、今、実施をされております。見附市で6人ということを知っております。ただ、なかなか部活動の外部指導員と、学校との調整ということも必要でありましょうし、教育活動の一環として考えていったときに、どのようにしていくのかということについても、これから研究をしていかなければならないと思っています。

県の教育委員会は、今年度中に、今年度末までに、ガイドラインをとということを知っておりますし、また、そのことも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本議員。

○3番（山本 剛君）

ありがとうございます。

先ほど、糸魚川から出ていく子供の話をしましたけど、逆に糸魚川に来ていただける子供がいるわけですね。だから、そういうことも含めてやはり、夢を持った子供、夢のために頑張ろうという子供、そのために我々、いわゆる大人が応援しなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。ぜひとも、その方向に持っていただければありがたいと思っています。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、山本議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

次に、滝川正義議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。〔6番 滝川正義君登壇〕

○6番（滝川正義君）

創生クラブの滝川です。

伝統ある糸魚川市議会で、初めての一般質問をさせていただきます。大きな項目3つについて、一括して質問させていただきます。

最初の質問は、安心メールに関してお尋ねいたします。

今般の駅北大火に際しまして、私は発災情報の第一報を、安心メールで知ることができました。私は、日ごろから、この糸魚川市の安心メールは、全国的にも誇れるものだと評価しております。

といいますのは、とにかく情報発信、情報発信とよく言われるのですが、当市の安心メールのように、タイミングよくコンパクトな中身の市民向け情報発信は、なかなかありません。

市民の安全に関する情報発信は、まずは第一報が大事だと思います。それ以降の二次情報等は、必要な人が次のレベルで情報収集すればよいのであって、第一報をタイミングよく発信するということが、まずは優先すべきことだと思います。

その点、当市の安心メールは、実に幅広い事案を丁寧に情報提供しております。ハード面は、お金をかければ何とかできるのでしょうが、私が評価いたしますのは、その中身です、ソフト面です。気象情報を初め、電車の運行状況や国道などの交通情報。例えば交通事故の発生による国道の渋滞情報などは、実に地域の交通事情に適したものだと思っております。市外においても、アップデートに受信できることは、実に運転者に優しい情報提供だと思います。

そこでお尋ねいたしますが、加入者、この安心メールの加入者はどれぐらいになるのでしょうか。そして、その加入状況をどのように評価しておられるのでしょうか。

私は、この安心メールの利点は、文字情報にあると思います。スピーカーからの音声情報ですと、聞き漏らしたり、あるいは聞き間違えたりといった、誤った情報が伝わる可能性があります。特に災害時は、正確な情報が市民に伝わり、誤解などを生じないことが重要となります。現在では、テレビでも画面の下にテロップが流れるようなそういう時代でございます。文字情報の有効性が、改めて認識されてるところでございます。

ところで、このたびの大火は、この安心メールシステムがスタートいたしまして、初めての大きな災害だったのではないかと思います。そこでお尋ねいたします。

このたびの災害対応の中で、安心メールを運用して得た教訓、この教訓はどのようなものがあったのでしょうか、お尋ねいたします。

24時間365日の情報発信は、苦勞の多いものと思われませんが、市民生活の安全・安心に欠かせないものとなっておりますので、ぜひ、使命感を持って、取り組んでいただきたいと思います。特に、災害は忘れたころにやってくると言われております。また、災害には同じものはないと言われるので、このたびの経験を生かし、引き続き市民に役立つ安心メールを運用していただきたいと思います。

次に、大きな項目の2番目の質問をさせていただきます。

介護保険事業計画の改定・策定についてお尋ねいたします。

現行の介護保険事業計画の期間は第6期の計画として、計画期間は平成27年度から29年度までとなっており、今年度がいよいよ最終年度であります。来年度以降の第7期の計画の策定作業が、目前に迫っているところです。

特にことしは、3年に1回の介護報酬改定と、2年に1回の診療報酬改定が重なる、ダブル改定を来年4月に控えております。さらに重要なことは今国会で、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律が成立したところです。この法律は、介護保険法のほか医療法・社会福祉法・障害者総合支援法などを改正し、医療と福祉の一体化、その柱である地域包括ケアシステムの進化を図り、地域共生社会の実現に向け、大きな一歩を踏み出すものです。保険者機能の強化、高所得者の利用者負担割合の引き上げなどの改正は、市町村の介護保険事業計画にも大きな影響を及ぼすものと考えます。

このたびの法改正、さらに、今後進められる報酬改定の背景にある大きな認識は、いわゆる2025年問題であります。



そこでお尋ねしますが、確かに全国的には2025年問題は大きなテーマとなっていますが、当市においても2025年問題は、同様に大きなテーマなのでしょうか。それとも糸魚川市、当市においては高齢化が既になりに進展しており、国が盛んに課題としている2025年問題とは別の、当市特有の課題があるのでしょうか。2025年問題に関する認識をお聞きます。

次に、お尋ねしますが、このように極めて重要な改定時期を迎えているわけですが、国や県は、基本指針を示すなど、市町村へ十分な情報提供を行っているのでしょうか。

さて、新しい計画を策定するためには、現行の計画の評価が不可欠と考えます。しかしながら、まだ、平成29年度も途中であることから、全体的な評価はまだできないと考えますが、幾つかの点について、現状がどのようになっているかをお聞きしたいと思います。

まず、小規模多機能型居宅介護事業所、この第6期計画期間中に1事業所を整備する計画ですが、現状はいかがでしょうか。

また、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームについては、同じく現行の計画では4ユニット、すなわち36人分の整備を計画されていますが、進捗がはいかがでしょうか。

次に、地域包括支援センターの役割として、地域包括支援センターが地域ケア会議を主催し、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を整理し、地域に必要な資源開発や地域づくりを目指すこととなっています。特に国は、地域包括ケアシステムを中核に、地域包括支援センターを位置づけ、その役割に大きな期待を持っています。地域包括支援センターの働きのいかんによっては、その地域の地域包括ケアシステムが左右されるといっても過言ではないのではないのでしょうか。

そこでお尋ねしますが、地域包括支援センター主催の地域ケア会議は各地域において、平成28年度は何回開催されたのか。その際には、医師の参加が毎回あったのか。

さらに、地域包括支援センターのスタッフには、介護や福祉の専門家はいます。このスタッフの皆さんに、地域に必要な資源開発や地域づくりを求めることは、なかなか現実には難しいものと考えております。もっと、行政の参画が必要と考えますが、これまでの地域ケア会議の開催経験などを踏まえ、地域包括支援センターの機能に課題がないかどうかを伺います。

次に、現行の第6期介護保険事業計画では、標準給付費等の見込みが出されております。その中で、例えば平成28年度の総給付費は54億8,672万3,000円となっています。実績とは、どのような差があったのか。そして、そのような差が生じた原因を、現時点でどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

今後、計画づくりが本格化していくわけですが、ぜひ、地域の実情をよく分析し、将来に禍根を残さない計画をつくっていただきたいと思いますが、この項の質問の最後としまして、第7期介護保険事業計画の策定に向けた、今後のスケジュールをお聞きしたいと思います。

最後の3番目の質問でございます。

改正個人情報保護法の施行に関してお尋ねします。

平成27年9月に個人情報保護法が改正され、ことし5月30日に施行されました。改正前は、5,000人以下の個人情報を扱う場合は法の対象外とされていましたが、改正後は個人情報を扱う全ての事業者に個人情報保護法が適用されることになり、この事業者には、自治会や同窓会、PTAなどの非営利組織も含まれることとなりました。法第5条では、地方公共団体の責務として、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策

を策定し、及びこれを実施する責務を有するとされています。また、法第13条では、地方公共団体は、苦情の処理のあつせん、その他必要な処置を講ずるよう努めなければならないとされています。

そこでお尋ねいたしますが、この法の施行に関して、町内会等への説明・指導などは行ったのでしょうか。また、市民からの相談に応じる体制はできているのでしょうか。あるいは、市民向けのマニュアル等を作成するお考えはあるのでしょうか。

以上について、ご答弁をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

滝川議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目につきましては、5月末で1万1,661人であり、年々増加いたしております。今後もさらなる普及に努めてまいります。

2点目につきましては、迅速かつ的確な情報発信と再確認ができることから、非常に有効であることを再認識いたしております。

2番目の1点目につきましては、高齢者数は現在より減少するものの、さらに少子高齢化が進み、介護の担い手不足が進展していくものと考えております。

2点目につきましては、適宜、情報提供をなされております。

3点目につきましては、居宅介護事業所の開設希望はありませんでしたが、認知症グループホームについては、2ユニット18人分の開設希望があり、事業者と調整を進めております。

4点目につきましては、平成28年度に32回開催されており、医療的な協議事項がなかったことから、医師の参加はありませんでした。

また、各地包括支援センターと連携を図りながら、介護予防・生活支援体制づくりを進めているところであります。

5点目につきましては、6期事業計画で予定されていた施設の整備がなかったことから、実績値は計画値より低い状況であります。

6点目につきましては、12月には3を作成し、パブリックコメントを実施した後、平成30年3月の策定を予定いたしております。

3番目の1点目につきましては、まずは広報等で制度改正の内容を周知した上、必要に応じて説明会の開催を検討いたしております。

2点目につきましては、総務課と環境生活課内にあります、糸魚川市消費生活相談窓口が、個人情報に関する相談窓口となっております。

3点目につきましては、国の個人情報保護委員会からリーフレットやガイドブックが発行されておりますので、今後、公共施設等において周知に努めてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくをお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

1点、地域ケア会議について再質問させていただきます。

地域ケア会議、これは地域包括支援センターが主催し、個人あるいは個々の事案を対象に対応するもので、地域ケア推進会議は、それは市内各地の地域ケア会議が持ち寄った課題、これの認識の共有・解決、これに当たる会議というふうに、私は理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

○福祉事務所長（水嶋丈明君）

お答えをいたします。

現在、市内には5カ所の地域包括支援センターがあるわけですが、先ほど市長から答弁のあったとおり、平成28年度、32回の会議を実施いたしております。これは、ご指摘のとおり個別の課題に対する会議というところがございます。そして、さらにそういった個別の会議を共有化するといえますか、やはり共通の課題を挙げるための会議として、地域ケア推進会議というものがございます。こちらにつきましては、昨年度、2回実施しているところございまして、昨年度については、認知症のことについて実施をいたしたところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

地域包括ケアシステム、これは医療と介護、そして地域の三位一体、これが目指すべき姿だと思います。ただ、今の現状は、介護事業者が大幅にその役割を担う、そういった状況になっているかと思いますが、やはり私は、医療が、医療関係者をどんどんこのシステムのほうへ取り込むといえますか、その手が必要なんじゃないかと。そうしないと、この私が言う、三位一体は実現できないのだと思っております。

お尋ねしますが、皆さんのほうで、そういう医師、あるいは医療関係者をこういう取り込む取り組み、そういったアイデアをお持ちでしょうか、お尋ねします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

○福祉事務所長（水嶋丈明君）

今ほどのご質問では、医療関係の参加が少ないのではないかとといったことかと思っておりますけれども、糸魚川市におきましては、糸魚川市在宅医療介護連携協議会というものを持っておりまして、その中でお医者さん、歯科医師、それからその他の医療従事者等にも参画をいただきまして、協議を行っているところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

もう一度、地域ケア会議と地域推進会議の位置づけに話が戻りますけども、地域ケア会議は地元密着と言ってもいいかと思います。地域推進会議は市内に1つしかない、総括的なものだと思います。この地域ケア会議は、やはり現場に一番近いところにあるんだと思います。現場というのは、もちろん介護を必要とされる方、あるいは地域にお住まいの高齢者、それから障がい者ですとかそういう方が対象になる。ですから、現場に一番近い地域ケア会議こそが、私は肝心なのかなとそうのように思っています。ですから、その地域ケア会議に、どうにか医療側の関係者を入れて、そしてその地域ならではの地域ケアを実現していただきたいと思っていますが、この考えについてどう思われますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

水嶋福祉事務所長。〔福祉事務所長 水嶋丈明君登壇〕

○福祉事務所長（水嶋丈明君）

医療従事者の参画といったところでございますが、なかなかお医者さんの時間がとれないといったところが実態かと思っております。

そういった中で、市内の医療機関、お医者さんの中には、ケアマネタイムといったものをする中で、この時間については、私のところについて来てもいいよと。その時間帯であれば、相談に来てもいいよといったような形で、ケアマネさん等との相談窓口を開いている医療機関もございますので、また、そういったものも、状況をお聞きする中で、なるべく多くのお医者さんから、そういったものもとっていただいて、なるべく介護と医療の連携といったものにしていただければというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

滝川議員。

○6番（滝川正義君）

はい、わかりました。ありがとうございました。

これは最後、要望で終わらせていただきますけども、なかなか今、いろんな会議の名前が出てまいりました。例えば糸魚川市在宅医療介護連携協議会ですとか、いろんな会議があります。これは、なかなか市民、我々にもなかなかわかりにくいところがありますので、ぜひ今後、その介護事業計画つくられるときには、効率的に、なおかつ市民がわかりやすいようなシステム、会議といいますか、そのあり方を考えていただければと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、滝川議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

14時30分まで、暫時休憩します。

〈午後2時20分 休憩〉

〈午後2時30分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。〔10番 保坂 悟君登壇〕

○10番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発言通告書に基づき、1回目の質問を行います。

1、権現荘の赤字内容と市税の補填の理由について。

(1) 収支改善のため民間登用した元支配人の経営責任について。

- ① 会計に必要な文書証拠や記録を残さなかったことは、市長に対する背信行為と背任行為に当たると思うがどうか。
- ② 裁量権による飲食サービスについて、記録や文書証拠がないものは補填してはいけないと思うがどうか。
- ③ 平成28年7月の内部監査制度による権現荘の実態調査報告によると、元支配人に分析・改善能力がなかったことが証明されているが、7年間何をしてきたのかを明確にすべきと思うがどうか。

(2) 能生事務所長の経営責任について。

- ① 旅館の会計管理と民間支配人の管理を行う能力はどうか。
- ② 食の館プランの費用対効果について、数字での説明はどうか。
- ③ ずさんな経営を行う元支配人を擁護してきた理由は何か。

(3) 市長、副市長、総務部長の監督責任について。

- ① 記録を残さない経営手法について、警察への相談結果はどうか。
- ② 監査委員の指摘に、文書証拠がなく不正の判断ができないとあるが、逆に「白」と判断できない状況で、約1億1,000万円の赤字補填を行うことは無責任と考えますがどうか。

2、いじめ問題と対策について。

(1) いじめ重大事態について、各事案の解決状況はどうか。また、被害者の生活状況はどうか。

(2) 相撲クラブ内のいじめ問題について。

- ① 総監督の記者会見の開催はどうか。
- ② 中学校保護者説明会の開催はどうか。
- ③ 総監督と教職員の関係改善はどうか。

(3) いじめ問題専門委員会の報告書について。

- ① 報告書について、かかわった全ての人に内容確認はとっているか。
- ② 報告書提出後、異議申し立てがある場合の手続はどうか。

(4) いじめ発覚後のいじめ被害拡大防止策について。

- ① 医師・弁護士・警察の力をかりる仕組みはどうか。
- ② 担任任せにしない仕組みはどうか。
- ③ 教職員の業務負担の具体的な軽減策はどうか。
- ④ いじめについて、被害者や目撃者が話せる環境づくりはどうか。
- ⑤ 教育委員会と学校教職員は、「様子を見る」ではなく、いじめをとめる手立てを最優先に検討する会議体制はどうか。

3、市長公約の、にぎわいと活力あるまちづくりについて。

(1) 若者が求める就業環境について、人工知能（AI）、もののインターネット（IOT）、ロボット技術などの進歩により、これまでの仕事の概念が大きく変化する時代であります。第4次産業革命による技術革新（イノベーション）をどう取り込むかで、各国、各企業はしのぎを削っております。地方創生で言う新たな仕事づくりを踏まえて、市長が描く市内の就業環境とはどのようなものか。また、どのように取り組むか。

(2) 活力ある産業の振興について。

- ① シーフードカンパニー能水商店の今後についてはどうか。
- ② 新エネルギー産業の今後についてはどうか。
- ③ 糸魚川市の6次産業の育成についてはどうか。
- ④ 地域産業の振興のための人材確保策はどうか。

(3) 交流人口の拡大と観光振興について。

- ① 世界ジオパークの効果と今後の取り組みはどうか。
- ② インバウンド戦略についてはどうか。
- ③ 「食べる・泊まる・遊ぶ」の楽しませ方の工夫はどうか。
- ④ 糸魚川市のイメージづくりはどうか。

4、産官学金労言による実物大ガンダムの誘致について。

ことし3月の予算審査特別委員会で、私の質問に答える形で、「糸魚川市へのガンダムの移住は大変難しい。」という回答をいただきました。それを踏まえて、以下の点について伺います。

(1) 実物大ガンダムの動向調査について、撤去後のお台場のガンダムですけれども、撤去後のガンダムがどのようになるか、注視しておくべきと思うがどうか。また、条件がよければすぐ手を挙げられる用意もしておくべきと思いますがどうか。

(2) 復興シンボル化に対する市民の意向調査について、さまざまな疑問や意見があると思いま

すので、ガンダムをたたき台として復興シンボルの調査をしてはどうか。

- (3) 著作権のあるキャラクター使用の課題について。
- (4) ガンダム誘致の費用対効果の見込み調査について。
- (5) 糸魚川を元気にする他の企画について。
  - ① ガンダム以外で復興シンボルの検討はどうか。
  - ② 全国にインパクトを与え、糸魚川を元気にする企画はどうか。
  - ③ 地方創生を考えている市民のアイデアはどうか。

5、スポーツの振興について。

- (1) スポーツ施設の拡充について。
  - ① 50メートルプール設置の検討はどうか。
  - ② グラウンドゴルフの認定コース整備と大会誘致の推進はどうか。
  - ③ ゲートボールのコートの整備状況はどうか。
  - ④ スキー・スノーボードの普及とスキー場の維持管理状況はどうか。
- (2) 少子化と多様化に伴う中学校の部活動の現状について。
  - ① 部活動の顧問と民間の教室やクラブの指導者との連携はどうか。
  - ② 部員が少なくチームが組めないときの対応はどうか。
  - ③ 部活動の目的意識が違う場合の、子供たちに対する指導はどうか。
  - ④ 「相撲のまち、糸魚川」の取り組みはどうか。
  - ⑤ 中学校体育連盟の大会以外での入賞者の表彰や大会成績の紹介はどうか。
  - ⑥ 部活動の指導に当たる教職員の長時間労働の状況はどうか。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

保坂議員のご質問にお答えいたします。

1番目の1点目の1つ目と2つ目につきましては、記録や文書証拠がなかったことについては監査委員の指摘のとおりであり、その概要は昨年12月と本年3月の総務文教委員会に提出した資料のとおりであります。

権現荘での管理運営に関しては、元支配人に一定の裁量権があると考えますが、その範囲や基準を明確にすべきであったと考えています。

3つ目につきましては、内部監査においては、元支配人の分析改善能力について調査しておりません。

平成21年度以降の赤字の原因といたしまして、リーマンショック、東日本大震災、燃料単価の高騰などの外的要因や、施設の老朽化リニューアル工事に伴う休館による収入減、原価管理の不徹底による経費の増などの内部要因があると考えております。

本館閉鎖に伴う経営形態の転換、食事プランの見直しによる客単価の向上、隣接温泉宿泊施設との差別化などに市とともに取り組み、平成24年・25年度は運営収支で黒字になっております。

平成28年3月に不手際・怠慢に対する処分を行うとともに、運営収支などの経営実績が不十分・不満足であったことから、平成28年9月末で雇用契約を打ち切っております。

2点目の1つ目につきましては、適切な管理運営が行えるよう、管理監督する責任があったものと考えており、経理管理・収支管理などの業務を適切に行ってこなかった不手際・怠慢に対する処分として、平成28年3月に職員の処分を行ってきたところであります。

2つ目につきましては、リニューアル後の平成27年度から、食の館として取り組んでおり、平成27年度の宿泊・食堂売り上げは、平成21年度以降では一番多く、宿泊単価はアップとなりましたが、食材原価率が高かったため、収支赤字の要因の1つとなっております。

平成28年度におきましては、宿泊料は減少しましたが、原価管理を徹底し客単価を向上させる中で、収支は黒字を確保いたしております。

3つ目につきましては、権現荘の管理運営を担うものとして元支配人を採用したものであり、市として、その手腕に期待をし、信頼を寄せて管理運営を任せていたものであります。

3点目の1つ目と2つ目につきましては、監査委員の指摘も含めて、これまでに警察や市の顧問弁護士に相談をし、問題解決に向けて対応を進めているところであります。警察においては第三者から、元支配人に対する背任の疑いがあると告発状が提出され、これを踏まえて関係者・関係機関への捜査が行われております。

市といたしましても、全面的に捜査に協力をいたしており、警察の捜査状況を踏まえながら、当市の顧問弁護士と相談の上、その後の対応を協議してまいりましたが、具体的な内容については、警察の捜査にかかわることであり、現時点ではお答えは差し控えさせていただきます。

保坂議員のご質問にお答えする、この2番目の質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

3番目の1点目につきましては、糸魚川の魅力を感じながら、いきいきと働ける多様で柔軟な就業環境の整備が必要であり、女性が安心して子育てできるようサポートするとともに、若者や女性に選ばれる就業環境づくりを促進してまいります。

2点目の1つ目につきましては、新たに取得したハラル認証を生かして、魅力的な学習機会の創出を高め、高校の魅力化づくりに取り組んでまいります。

2つ目につきましては、新エネルギービジョンに基づいて、活用と導入を促進してまいります。

3つ目につきましては、県と連携をする中で、6次産業化の取り組みに対して支援を行ってまいります。

4つ目につきましては、新卒者の地元就職とU・Iターン就職を促進するため、各種支援制度を設けて取り組んでまいります。

3点目の1つ目につきましては、ユネスコの正式事業化となり、35の国と127の世界ジオパーク地域まで拡大しているため、国内外に向けた情報発信力の面で、大きな効果があったものと考えております。

また、フォッサマグナミュージアムの入館者数は、世界ジオパークに認定された以降、着実に増加しておりまして、交流人口の拡大に効果があったものと考えております。今後も、国内外への情報発信とさらなる交流人口の拡大に努めてまいります。

2つ目につきましては、ヒスイ探しや鮮魚、サザエファーム、スキー、サイクリングなど、糸魚



川ならではの素材を生かして、広域連携により官民一体となった、体験交流人口の拡大を進めてまいります。

3つ目につきましては、ジオパークの特質な地形がもたらす食の恵みや温泉・海・山のアクティビティなど、ジオストーリーとして結びつけることで楽しませる工夫をいたしております。

4つ目につきましては、世界に認められたジオパークの価値をさらに高める中で、国石ヒスイや海・山・すぐれた資源や自然景観など、当市の魅力を誇りとして、交流人口の拡大と観光振興を図ってまいります。

4番目の1点目といたしましては、動向を注視してまいります。

2点目につきましては、現在、意向調査を行う予定はありません。

3点目につきましては、著作権者の意向が大切であり、その調整が課題であると考えております。

4点目につきましては、移設の可能性があれば、その時点で費用対効果を調査してまいります。

5点目の1つ目と2つ目につきましては、さまざまな関係者と団体と共同で、復興まちづくりを一步ずつ進めていく中で、糸魚川らしさに根づいたシンボルなどを掲げ、元気になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目につきましては、地方創生の現実に向けては、産官学金労言の各種団体と連携をする中で、市民の意見は欠かせないものと考えております。

5番目の質問につきましては、この後、教育長から答弁いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

保坂議員の2番目の質問にお答えします。

1点目につきましては、平成25年度と27年度に発生した、からかい・悪口による事案3件の被害生徒は、現在、高校に進学いたしました。

平成27年度にからかい・暴行を受けた事案の被害生徒は、欠席なく学校生活を送っています。

平成28年度、からかい・悪口による事案の被害生徒は、学級復帰に向けて取り組んでおり、今後もスクールソーシャルワーカーによる相談支援を継続します。

平成28年度の暴行による事案の被害生徒は、転校先の学校で、欠席なく学校生活を送っています。

解決状況につきましては、解消済みが2件、一定の解消が2件、取り組み中が2件であります。

2点目の1つ目につきましては、記者会見の予定はありません。

2つ目につきましては、6月末に開催する予定であります。

3つ目につきましては、現在、学校と指導者、教育委員会が協議をいたしております。

3点目の1つ目につきましては、聞き取りを行った全員に、報告書の内容を説明をいたしました。

2つ目につきましては、異議申し立てがあった場合、その内容により、専門委員会に報告し対応

をいたします。

4点目の1つ目につきましては、いじめ事案の内容によって、警察・弁護士に指導を仰いだこともありました。今後は、体制づくりも含めて検討してまいります。

2つ目につきましては、研修や学校訪問を通して、いじめは組織で対応するというのを、教職員に徹底を図っております。

3つ目につきましては、指導主事及び生徒指導支援員の学校訪問により、いじめ防止・いじめの早期発見について、教職員の支援を行っております。

4つ目につきましては、何でも言い合える人間関係をつくるのが重要であります。そのために、全ての小学校・中学校で年2回、学級満足度調査を実施し、その結果に基づいて、学級づくりの支援をしております。

5つ目につきましては、指導主事と生徒指導支援員による訪問により、いじめの芽が小さい段階で学校を支援し、未然防止や早期発見に努めております。

次に、5番目の質問にお答えします。

1点目の1つ目につきましては、建設費用や維持管理経費などの調査・研究が必要であると考えております。

2つ目につきましては、美山と高浪の池に、それぞれ3コース設置しており、美山では県スポーツフェスティバルの地区大会や、市協会のジオパーク杯等の大会を開催しております。

3つ目につきましては、能生海洋公園に屋内ゲートボール場が設置されておりますが、そのほかは公園等にコートが配置されております。

4つ目につきましては、小学校・中学校でのスキー授業の実施とリフト料金を助成し、スキー・スノーボードに親しむ機会をふやせるよう支援をしております。

スキー場の維持管理につきましては、市内2つのスキー場は、指定管理により維持管理を行っております。

2点目の1つ目と3つ目につきましては、学校の教育活動の一環として行っている部活動でありますので、連携を十分に行い、指導に当たるべきと考えております。

2つ目につきましては、複数校による合同チームで大会に参加する方法もありますので、生徒及び学校に意向を聞き、調整をいたします。

4つ目につきましては、市民が主体となる相撲活動や、地域に根づく相撲を継承する活動を支援するものであります。

5つ目につきましては、各学校において表彰の伝達や、学校だより等での紹介は、中体連の大会を対象としていますが、これ以外に県大会以上の大会について、成績によって紹介をしております。

6つ目につきましては、特に大会前は課外活動の終了時間まで、顧問の教職員が指導をしており、週末も練習試合等で長時間労働になっております。そのため、各学校においては1週間に1日、部活動のない日を設定したり、土・日曜日のいずれかは必ず休むなど、指導の工夫を行っているところであります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それでは、権現荘について質問します。

元支配人につきましては、収支の改善を目的というのが、私は最大値だと思っておりますし、今回のその証拠、文書の証拠またはそういう会計に必要な記録等を残さないやり方っていうものを、今の状況ですと、何かグレーゾーンだから罰しないという法律的な感覚で、もし見てしまうのであれば、今後もうこういうことが出てくるんじゃないかという、そういうおそれがありまして、やはり強い意味でけじめをつけていくことが、私は必要だと思っておりますし、特に元の支配人につきましては、プロの支配人として登用されたかと思っております。それが、記録を残さない、文書を残さないっていうことを、なぜできたのか。ここがどうであれ、きちんと確認をしとかなきゃいけないと思うんですが、その辺いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

元支配人につきましては、今、おっしゃられるように食材料等の物品の出納管理、この記録が不十分であったという点については、いわゆる私ども、事務処理をする上での不手際・怠慢と。あと、それを監督する立場であった能生事務所長、あるいは私が、監督不行き届きであったという点については、これまでの議会でも申し上げてきたとおりでございます。それらについては、職員の懲戒処分ということで処分を受け、しっかりと対応していくということで、今後の対応をさせていただいておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

処分をしたり、不手際というのは認めていらっしゃるの、重々わかっておるんです。でも、なぜそういうことをしたかっていうのは、本人に確認とらなきゃいけないでしょうって言うんです。それをやっってくださいって言うんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

その辺は、本人と私どもと、十分な確認不足の点もあったと思っておりますけれども、本人で現場で仕入れてすぐ消費をするというような形のものについては、記録として受け払いというような形のものをとらないでもいいというような理解のもとに、そのような対応をしてきたというふうにお聞きいたしておりますし、私ども、十分その辺を確認をとれないまま、それを過ごしてきたと

いうところがございます。最終的に、年度の末においては確認をいたしてきたわけですが、途中においてはそのようなことがなされてこなかったという点について、本人はそのような形でお聞きをいたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私、そこが、そういう捉え方が非常に問題かと思ってまして、そう言われたから、そうですねって終わってしまっていていいのかってことなんです。しかも7年間で、今回、委員会とかで報告上げた以外の過去にさかのぼって、特に記録がないから調べてもないわけですし、そういった中で曖昧なまま、結局、税金を使って補填してしまうっていう、この流れが私は非常に危険だと思ってるんですね。そこは、やはりけじめをつける意味でもきちんと、大体、プロとしてそれでよかったっていうので、それを、はいそうですねっていうのもどっちもおかしいと思うんです。何か意図があったり、何か考えがあってそうしてるんならわかりますけど、そういうのも赤裸々にきちんと説明してもらわないと、市民は多分、納得できないと思うんです。もっと言えば、いろんなその手法の中で、そうやらざるを得ない何か状況があったのであれば、そこもきちんと説明してほしいですし、その辺いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

そういう、今までしっかり出納を、物品出納を確認する帳簿をしっかりと整えないで、仕入れてすぐ消費するという形の中で対応してきたということでありまして。正式な中では、それを受け払いというような形で、受け払い簿をしっかりとつけて対応すべきであったという点については、その後において、私ども、元支配人のほうに話をいたしましたし、元支配人のほうでは、その辺については、仕入れたものをすぐ消費するというような形のときに、そこまで管理をしてこなかったという点については、後には反省をいたしておりますけれども、当時の状況では、一般的にはそういう形で対応できたというふうに、本人は理解していたということでありまして。そのような状況ではまずいということで、私どもも話をいたしましたし、私どももそれをしっかりチェックすべきであったというふうに思っておりますし、今後の改善の中では、大きな教訓というふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

冒頭言いましたけど、元支配人は収支改善を目的に採用されたかと思うんですね。2人希望があって、1人選びとってるわけですよ、糸魚川市としては。その中で、在庫管理にしても食材料

費の管理にしても、お酒の受け払いにしても、だから何も証拠を残さないで、収支改善ができると思ってるその感覚がわからないんで、そこは確認してくださいってことなんです。どういう手法で改善しようと思ったのかと、何も説明ないんですよ。そこは説明しなきゃだめですよってことなんです。そこ、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

確かにそういうようなチェックがしてなかったと。してないんですけども、公会計ではその辺が、それはしなくても、公会計として会計処理ができたというのが、1つある意味で大きな欠点ではなかったかなと思っております。その辺につきましては、ある部分については、今、元支配人もいろいろんなことで話をしております。ただ、その内容につきましては、先ほど市長が申しましたとおり、今、警察のほうの捜査と関係しますので、本日、現時点ではお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

警察云々とか公会計とか、そういうことを言ってるんじゃないんですよ。支配人が収支改善をするための手法として、記録や文書を残さないでどう改善していくのかっていうことを、ちゃんと考えを持ってやっておられたはずなんです。そうでなきゃ、来る意味ないですもん。わざわざ100%公の宿ですよ。そこでやるんですもん、それなりのやっぱりプロとしての意識持ってこられたと思うんですよ。証拠文書残さない、記録残さないでやりおせると、彼は多分そう思ったんですよ。それ、きちんと説明をしてもらわないと、納得できませんよって、この補填についてはっていうそういうことなんで、そこは聞いているでしょう。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

運営の主眼という形では、売り上げをアップさせていく、あるいは宿泊客の単価をアップさせていくということでの取り組みを重点的に、元支配人は進めてきたと。その中において、先ほど申し上げましたけれども、食材料等の在庫管理の部分については、非常に怠慢、抜けていたところがあったというのは、ここまでの中で言ってきたとおりでございます。したがって、全体的な収支管理という面については、昨年9月の総務文教常任委員会の中でも申し上げましたけれども、元支配人と能生事務所の収支管理、それから経理管理の分担の、責任の所在をご説明申し上げましたけれども、その両方の中での連携といいますか、分担の連携がよくなかったという中で、結果として申し上げたような形で、いわゆる収支管理が不徹底であったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今、売り上げアップ、単価アップっていう言い方しますけど、売り上げアップしたら、コストどんだけかかるかって、単純に考えますよね。単価アップしたら、単価アップもどのようにアップしたか、どのようなお客さんがふえたかっていうことも考えたりしますよね。でも、この方は何も記録を残さないっていうやり方で収支を改善するっていう、そういう考え方でしょう。はい、そうですかっていうわけにはいかないから、ここは、本人にきちんと説明してもらって、それを市民にもやっぱり言わなきゃいけないと思うんですよ。多分そういうところも、さっき能生事務所長のところで言いましたよね、あなた方は、元支配人をかばうように見えるんですよ。きちんと説明させて、きちんと報告しましょうって言ってるだけなんです。公会計、公会計って、公会計でもいいですよ。でも、プロとして民間から雇ったのは、公会計にあえてしなくても、自分でそこを収支改善する方策を持ってきてると思うんですよ。そこ、何にも説明がないから、おかしんじゃないですかって聞いてるんです。聞いてないんだったら、聞いてないって言わなきゃいけませんよ、手法について。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

書類上、あるいは経理処理上しっかりと収支管理、いわゆる売り上げがどのようにプラスになって、そのために経費がどのようにプラスになった、あるいはマイナスになったという点については、月々の収支の管理、その後は対応いたしてきておりますけれども、その辺については、元支配人の経営手法の中では、そのような状況はなされていなかったと。全体的に売り上げをアップして、経費の管理を通常でやっていけば収支が出る、黒字が出ると。あるいは、収支が捉えられていくというふうな感覚でいたのではないかというふうに、全体をお聞きする中では感じておりますけれども、じゃ、具体的に経営手法についてはどうかというところの聞き方で、お聞きはしておりませんが、今、申し上げたような形でいろんな聞き取りをする中では、今、私が申し上げたような形で捉えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

すみません。私、さっぱり理解できません、今の説明だと。だって、月額60万円、その前は職員として雇って、ちゃんとお給料も払って報酬も払って、その雇った側が、要は収支改善手法を知らなかったっていうことですよ、今の話だと。そう聞き及んでいます、みたいな表現でしたよ。まずくないですか。雇っておきながら、その収支改善の手法を聞かなかったんですか、じゃ、どうやってやるのかと。文書証拠、記録証拠を残さないで、私はこういうふうに売り上げ伸ばす

って、説明聞かなかったんですか。どういう雇い方したんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

売り上げの目標、そういうものについては、当然、予算等のごときにご説明しているとおり、売り上げの目標という形で捉えております。そういう中で、経費の管理の部分について、当然、能生事務所のほうで管理をしていた、館に係る電気だとか、あるいは水だとかという部分と、通常の食材の管理、あるいは消耗品の管理と、権現荘の現場で管理している内容、それらトータルで収支という形になるわけですが、その辺全体で、きめ細かに収支を管理するというのが不徹底であったということでもあります。その辺については、支配人においては年間の収支目標という形でお示しをして、聞き取りをする中で対応をしてきておりますけれども、具体的に進めていく結果としては申し上げたような形で、収支の把握が不十分であったということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

把握はしてなかったことはわかりますけど、でも、雇ったからには、その収支改善の手法については聞かなきゃいけないでしょうって。じゃ、それも聞いてなかったってことなんですね。今これ、市民聞いてたらあきれてると思いますよ。

じゃ、次に、それ認めたわけじゃないですよ、今のことも。今回、赤字の補填にするならばということで、裁量権による飲食サービスの、7年間の詳細内容と金額と、あとリピーターづくりの成果をきちんと示さなければ、私はいけないと思っております。特に、まだ前回の資料では市内の利用者は出てませんから、特に市内の利用者、市外の利用者のこのリスト、さらにリピーターづくりですから、再利用された人の記録っていうのも追跡・分析しなきゃいけませんから、当然、とってると思うんですよ。そういったことについて、リピーターづくりのこの飲食サービスでありますから、この辺のリピーターづくりがどういうふうになったのか、7年間もあるわけですからね、きっちりその辺の成果も把握されてると思いますので、その辺、ご報告お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

市内の利用者につきましては、個人利用者として11名、市内団体として39名でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私、7年間って言いましたけど、どういう答弁でしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

失礼いたしました。

平成21年から平成27年の間で、今ほど申し上げました、市内個人11件、市内団体39件というものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

その39件というのは、この内部監査制度による報告書に載ってある件数を言っただけですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

報告書の中ではなくて、別の調査でございます。個人が11件で234人、団体が39件で1,310人ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私たちがいただいた内部監査制度による報告書によりますと、しかも市内は出てないんですよね。市外について、件数だけでも団体で37件、個人で47件。どういうことですか、これ。これ、全然あれですよ、数年間の報告しかないんですよ、これ自体も。今、何とおっしゃいましたか、件数。あと、私、聞きたいのは、件数もそうですけど、内容と金額とリピーター率ですよ。何で、聞かれてることを曲解して答えてるんですか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

失礼いたしました。市内のものについてのお答えでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）



お答えいたします。

今、土田所長が申しあげましたのは、平成21年から27年の市内のお客さんへのサービスの件数ということで、内部監査の資料でお示ししてありましたのは、市外のサービスの内容については、内部監査の調査報告という形で、昨年お示しをしたっていうふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

何遍も言いますけど、この内部監査ですら平成27年度に支配人が行ったサービス等についての調査を実施して書いてあるんですよ。私、7年間って言ってますよ。支配人がやめるときに、これは私たちの財産だから、サービスした人の人数・内容・金額全部、それも記憶なんですよ、記録じゃないんですよ、支配人の記憶によって残すっていう約束だったんですよ。当然もう、整理されて当たり前じゃないですか。本人いないんですもん。ちゃんと言いましたよ、財産なんだから管理してくださいって。はい、わかったってやったんでしょ。それ、今、何ですか、今のこの答弁。市民はしっかり見てるんですよ、どういうふうな形で、そういう対応をしてるかって。この期に及んでこういう対応しててどうするんですか。また不信が高まりますよ。どう整理つけますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

すみません、ちょっと質問を取り違えておりましたけれども、保坂議員が言われる、リピーター客の顧客名簿というような形で、サービスをしたお客さんで、今後、リピーター客になってもらうべく、そういうデータをちゃんと聞き取りの上で調査・保管して活用する必要があるというふうにおっしゃられたとっております。それについては、ちょっと今、手元にはないんですけども、聞き取り調査をしてリピーター客の名簿を、聞き取りの中で整理をして持っているというふうにご理解をいたしたいとっております。今、申しわけありませんが、ちょっと手元にその資料がないので、件数等は申しあげられませんが、リピーター客の名簿は、あくまでも聞き取りの中での整理をして保管をしている、活用させていただいておるということであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

私、通告書に、（1）の②に裁量権による飲食サービスについて、記録や文書証拠がないものは、補填してはいけないと思うがどうかって聞いてるんですよ。じゃ、あなた方は補填する方向で考えてるわけだから、きちんと市民にわかるように説明する義務があるんですよ。ましてや、議員に対しても、それ説明しなきゃいけないんですよ。7年間、状況証拠みたいなことばかりで、数字を上げた赤字収支についての説明って、私はきちんとされてないと思ってますから。ただ、部

屋が少なくなったとか、景気が悪くなったからとか、燃料費が上がったとか、今、不景気になったから、客の入り込みが減ったとかってそんなことばかりだったんですよ。売り上げに対してコストどんだけで、どのくらいの努力をしたかとかそういうこと、一切、言ってないんですよ。通りますか、そんなの。プロの支配人がやってきたことについて。リピーターづくりに一生懸命、飲食サービスやって、頑張って売り上げ伸ばしたんですよって、どんだけ経費使ったかわからないんですよ。だから、今、きちんと整理して、もうやめてしまったけども、そこはきちんと市民に説明しないと、赤字補填する理由にはならないですよって言うだけですよ、私。きちんと説明してください。

○議長（五十嵐健一郎君）

暫時休憩します。

〈午後 3時15分 休憩〉

〈午後 3時17分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

失礼いたしました。

市内の件数につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市内個人が11件で234名、市内の団体につきましては39件で2,310名です。それで、市外を含めた全体といたしましては、個人で92件の686名、団体につきましては176件で4,043名でございます。ただし、これにつきましては、支配人の記憶に基づいて調べておりまして、名簿等についてもつくっております。これについては指定管理者のほうに引き継いでおります。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今、件数と人数、ご報告ありがとうございました。

金額は幾らですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田能生事務所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

金額についても伺ってはおりますけれども、支配人のほうでは不確定なものがあるということで、お答えについては差し控えさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

悪いですけど、この人数も件数も不確定ですよ。証拠ないんですもん。じゃ、単純計算してくださいよ。大体パターンあるんでしょう。おちょうし何本とか、フルーツの盛り合わせ幾つとか、お刺身が3品から5品に変換とか、概算で出してくださいよ。しかも、自分の目ききでやったっていうんでしょう、相手を見て。ああ、この人来てくれるかな、この人は難しいかなって判断したらしいですよ。金額出してください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

内部監査でお示ししたのは、平成27年の直近の状況で、記憶でお聞きする中で、内部監査の調査内容ということでサービス金額等を記録させていただいておりますけれども、それ以前のものについては、今、土田所長申し上げましたように、リピート客ってということでの団体、あるいは個人の方で、繰り返し繰り返し、おいでいただいたという方については、名簿として聞き取りでは対応できたんですけども、じゃ、具体的にどういうサービスを、その時々やったかというものについては、非常に記憶も曖昧だということで、古くなればなるほどもう、記憶が曖昧だということで、なかなか聞き取りはできなかったということで、金額については申し上げられないと。聞き取りの中では、十分把握できないというのが、金額についてはそういうことでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

そうすると、私の通告書、また読んでください。裁量権による飲食サービスについて、記録や文書証拠がないものは補填してはいけないと思うがどうか。正しくありませんか。正しいと思いませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

補填というのはどういう意味かわかりませんが、最終的には権現荘会計、特別会計のほうの

収入収支全体の中でそれぞれ経理をしておりますので、この一部分のものではなくて、全体の中で経理をして、その上で一般会計の補填とか、それから基金からの取り崩しとかそういう措置をしたというものであります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

お言葉ですけど、今の副市長のその補填のあり方の解釈でいきますと、どんだけ売り上げがよくっても、コストの部分で飲食サービス等、目いっぱい使っても、ぎりぎり、とんとんぐらいになればいいって言ってるんですよ。だって、わかんないんですもん、記憶に頼ってるんだから。これを認めちゃうと、そういうことになるんですよ。本当に一生懸命頑張って、コストと売り上げぎりぎりのところで頑張ってたにしても、飲食サービスのこの曖昧さを許してしまうと、物すごくもうかってたのに、コストこんだけいっぱいかかったんですよ、言われても仕方がないってことになるんですよ。わかりますか。これ、わからなかったら経営しちゃいけませんよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

ですから、我々、今までお答えしておりますように、公会計でやってきて、細かいところはなかなか我々は、その中に踏み込んでなかった。本来、やはり今、ご指摘するように、この1つの施設を経営する、運営するにはそういったことが、今、必要だということをご指摘いただいているわけでありまして。それを、我々はずっと今、改善をしながら進めさせていただいて、これをそのまま、今、改めてほかのところの施設、今、権現荘を含めて施設を経営をするというところは、今、ございません。やはり、それはしっかりと改善をさせていただいておりますし、今、ご指摘の点については、過去に、今、皆さんからご指摘いただいている点について、それ以上のものは、今、ない中において、それを証明、説明しろと言われてもなかなか、今できない、すぐできないというものがございまして。まず、調査を始めなくちゃいけない、そして今、部長が言いましたように、時間がかかってきておる、なかなかわからない中でやっているわけでありまして。そういったことで、今、この中での答えは、今までお答えした中において、皆さんからご理解いただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

余り私も語彙力がなくて表現がよくないんですが、処分はされてると思うんですよ。でも、元支配人のやり方が、余りにもプロとしてひど過ぎると。今、やめましたよね。やめましたけど、何ていうんですかね、こういった記録も何もないやり方で、補填するのは市民って考えると、はい、そうですかっていうわけにいかないと思うんですよ。もっと言葉悪いですけど、逃げ得みたいなのは

だめだと思うんですよ。やはり、ありとあらゆる角度から、きちんと調査して概算も出しながら、厳密にはわからんけども、これぐらいの金額使ったと思うと。リピーター率もこんだけになったんだと。赤字には、赤字のこれだけの理由があるんだっていうことは、もう目いっぱいのことを調査して言わなければだめだと思うんですよ。皆さん真面目に税金納めて、皆さんはそれでしょう法律にのっかってちゃんと税金徴収してるわけでしょう。

いいですか。徴収される側が、こんな記録も何もない曖昧なまんまで、それは記録ないから仕方ないんです、諦めてくださいって、今、言ってるんですよ。私らも、あなた方を信じて7年間、予算と決算、状況厳しいんだな、初年度は1,500万円、2年度は3,900万円、3年目は1,800万円赤字切ってる。大変なんだなと思ってきましたよ、正直。平成24年・25年は百何十万円と、何万円か黒字出しましたけども、急転直下、また赤字が1,500万円とか1,800万円。リニューアルしたら2,000万円黒字出しますよって言ったら、大赤字です。マイナス2,000万円の赤字です。平成28年度はどうするのって、2,000万円は無理ですけど、1,800万円黒字にしますっていったら、今、とんとんぐらいですかね、平成28年。それを認めろっていうことのほうが無理なんですよ。だったら、誠意を込めて調査して、きちんといろんなこと調べて、概算ではあるけども、こんな結果が出ましたと。本当に申しわけなかったですと。市民の皆さんわかってくださいという対応をとったらどうですか。多分、これまでの議員も全部そういう思いで、権現荘に対する不正疑惑の徹底解明と責任問題って、全議員がそれを、改選前出してるわけですよ。もっと誠意持って、答えなきやいけないでしょう。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

私たちも、一生懸命調査をしておりますけども、もう7年前にといいますか、相当さかのぼりまして、ご本人、元支配人自身も記憶が定かでないというもの、状態であります。そういったことで、それなりに調査をしましたが、やはり数字的なものは、なかなかきちんとした数字を出すことができないというのが実態であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○6番（保坂 悟君）

市民のよりどころの行政が、もしそういうことを言うのであれば、もう誰も信用しなくなりますよ。行政は法律・条例、そういうのにのっかって、きちんとやるっていうのが大前提なわけでしょう。わからんからいいんですか。本当にその答弁でいいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

現段階では、この現在のような答弁が、精いっぱいな状況であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

最初の質問よりもさらに、納得いかない答弁ですよ。

次、③内部監査、さっきの報告書、内部監査していただきましたけども、外部監査よりは、一般論としては甘くなると思っております。ところが、その内部監査であっても、これほど改善点をたくさん指摘されている状況であります。7年間の民間手法による収支改善という目的から、遠く及ばないことになりました、この報告書を見れば、改善能力がなかったことは、雇われた支配人と雇った行政の責任があると思っております。7年間のこれまでの、今、わからないと言いましたけど、この市民と議会を、私は結果的にだましてきたことになると思ってるんですよ、厳しい言葉ですけど。それぐらい、ひどい内容だと思うんですよ。だから、きょうここで言わなきゃいけないのは、難しくてもきちっと、さっき言った概算であっても、精いっぱいの説明を、責任を果たすという取り組みをしなきゃいけないと思うんですよ。そこを、きちんと答えてくださいよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

○総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

先ほど来、お話し申し上げておりますけれども、赤字の原因、じゃ、何があったのかという部分については、外的な売上げが減ってしまった要因、あるいは内的な要因ということで、その1つの要因には、原価の管理が不徹底であったという部分、そういう部分が重なりまして、赤字の全体になっております。その中で、保坂議員、今、言われるように元支配人のサービスが、その要因の1つではないかというふうに言われているわけですが、それも結果論として、今、お話のような状況もあります。ご本人は、売上げ、それからお客を誘客するために、自分の裁量の範囲でサービスを実施したということでもあります。そのサービスの内容については、先ほど申し上げたとおり、過去にさかのぼればさかのぼるほど、本人の記憶も極めて曖昧でありますので、金額を聞き取りの中で、じゃ、幾らなんだというものをお示しする資料を、現時点において聴取することは不可能であるというふうに思っております。そういう中で、内部監査においては、直近の平成27年度の状況は、直近でありましたので、聞き取りする中で、サービスの内容を金額として調査をさせていただいたということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

何にも答弁になってないですよ。きちんと、ないにしても支配人に対してもう一遍、何ていうの

かな、やっぱり調べ直すというところを示さなければいけないと思いますし、私もこれ、ずるずるずるずるいつまでもやりたくもないですし、ただ、どっかでけじめつけないと、グレーゾーンは法的には裁かないっていうんでしょう、灰色は。だけども、それを許してしまうと、またいろんなところに出てくるんですよ。言いたくないんですけど、いつも言うのは大野で水銀の混入問題が出たときもヒューマンエラーでしたよ。でもあれも、どこまで誰がどういうふうに責任とったかというのは、私の中で、ちょっと曖昧なところがあるんですよ。だから、こういうことについても曖昧にしないで、厳しいスタンスで臨んで、曖昧なものについては、こういう厳しい対処をしましてっていうぐらいのスタンスで取り組んでいただきたいんですよ。わからないからいいわっていうふうにとられないようなスタンスをとってほしいんですよ。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今までの中で、我々はいろんな事柄が起きた中で、やはり責任をとってまいっておるわけですが、いいかげんにとったということはありません。本当に厳しい、我々は受けとめ方をいたしておるし、また、職員に対しても、やはりその罰し方にしても、我々は厳しいと思っております。ただ、皆様方とそういうふうな、いろんな考え方がございますので、それはそれで受けとめますが、我々といたしましては、本当に深く受けとめておる状況であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

この権現荘の経営問題については、どういう形でけじめつけようと思いますか。最終的に結論づけて終わりにしようと思っておりますか。私は、やっぱり市民にはきちんとその経過説明であるとか、処分も含めて対応もこうしてきたっていうふうなことは、どっできちんと明確に示さなければいけないと思ってるんです。だから、こだわって質問させてもらってるんですよ。今のままだと、本当に曖昧なままですよ。そこをどう考えますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

織田副市長。〔副市長 織田義夫君登壇〕

○副市長（織田義夫君）

お答えを申し上げます。

先ほど市長のほうで答弁しましたとおり、今、警察の捜査にかかわることでありまして、現時点では、今、元支配人の法的な関係については、まだ明確にはなっておりません。ただ、いつかの時点では、その辺は法的にもきちんと何とか一定の、何とかいいますか結論が出て、それに対して、じゃ、私らもその辺について、この権現荘問題につきまして最終的な、きちんとして最終的な方向もできるというふうな考えております。そんなに遠いことではなくて、6月議会ではなかなか間に合

わないんですけども、そのときには、できると思っております。そんな段階で、きちんと方向をさせてもらって、それを議会の総務文教常任委員会、所管の委員会等で、きちんと説明をさせてもらいたいと思っています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

ぜひ、市民の期待に応える形でおさめていただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、いじめ問題のほうで、ずっとこれ、3月議会も取り上げて、全く同じ項目なんです。総監督の記者会見、これについて個人が行うもので、行政がやりなさいよというわけにはいかないというんですが、総監督に直接お話を聞く中で、見解とか何もないんですかね、言わなくていいんですかね。子供たちをあずかってきたっていう、自分のいろんな思いもあるかと思うんですが、そういうのは何も聞いてませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

暴行によるいじめということは、あつてはならないことでもありますし、クラブとしてもそういうことを、起きてしまったことを反省をし、子供の見守りをしっかり行っていくと。また、学校等の教育活動についても、子供の立場を第一に考えて、今後は助言等を聞いていきたいということをお話しております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

今、主語が誰が、教育委員会の話してんのか、総監督の話なのかちょっとよくわからなかったんですけども、要は、私、総監督の見解がないまま今日に至ってることが、非常に不透明な問題にしてるなっていうふうに思ってるんです。糸魚川市としても、これまで相撲クラブに対してだって、積極的にいろんなこと協力してきたと思うんですよ。まず、中学校の大会に該当校として、部活として参加させてきたりとか、スポーツ推進員を中学校に赴任させていることを許可したりだとか、あと、学区外の生徒の受け入れだの、自動的に糸魚川市の学校として受け入れてきたことだとか、結構、その辺は協力的にやってきたわけですよ。なのに、この1点について、今回のこの歯を折るというそういうことがあったときに、むしろきちんとした対応さえしてくれば、こんなに長引くような問題じゃなかったかと思ってるんですよ。見解を述べて、自分のこういう形でやってきたんですけども、こういうことがあったっていうことをきちんと言え、私はそれで済むと思ってるんで



すけど、逆に言えないところに何なんだろう、その上下関係だとか、成績至上主義であろうかっていうところが、非常に見え隠れするもんですから、本人にとってもそのほうがいいと思うので、ずっとやってきたんですが、もう一切やる気ないっていうことでよろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

田原教育長。〔教育長 田原秀夫君登壇〕

○教育長（田原秀夫君）

お答えいたします。

学校とクラブ側、また教育委員会の協議の中では、子供たちの夢の実現といいますかそういうものを、かかわる大人がしっかりと守って、見守っていこうというところをもとに、協議をしております。その中での対応を、今後に向けて取り組んでいきたいということを、三者、同じ気持ちで協議をしているところでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

多分、子供たち見てだめだと思いますよ。きちんとけじめとらない、大人たちがけじめとらなかったら、やっぱりまねしますよ、子供は。と、私は思いますよ。保護者会・説明会もそうです。年度内って言ったのに、何月にやるって言いましたか。6月末って言いましたか。そこまで時間かかった理由を教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

専門委員会の報告書の提言を受けまして、その提言に対する対応策、必要な措置を講ずるために、教育委員会なりにどのようなことができるのかについて、検討してまいりました。具体的な取り組み手段を作成するために時間を要しまして、年度内の開催ができませんでした。ただ、報告書の説明だけであれば、すぐできたと思いますが、提言を受けて、どういうふうにしていくのかというところまで、保護者の方には説明しないと責任がないというふうに考えましたので、対応策まできちんとまとめた上で説明したいというふうに考え、ある程度のところまで来ましたので、今月末までに、保護者会を開催したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

結論的にはもう、当該中学校ではもう、相撲はやらないということになってるんですか、対応策として。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

それにつきましても、今、学校と社会体育団体と協議をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

その席で、総監督は何かお話しするつもりありますか、保護者会・説明会で。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

保護者会では、教育委員会が報告書を受けましたので、その報告書の提言の対応策を、教育委員会が説明をしたいというふうに考えておりますので、スポーツクラブの担当者の方からの発言は、今のところは考えておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

その当該中学校で、相撲クラブが続けられるのか、続けられないかって、結構、大事なポイントだと思うんですよ。だって、総監督、見解示さないんですもん。どう説明するつもりですか、温存するんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

総監督のことにつきましては、先ほど教育長が答弁されましたように、非常に今回の件については反省をし、そして、学校の教育活動には協力をしていくというふうに話をしているということですので、それをもとに学校側が、部活動のことについても、学校側と社会体育団体とで協議をしていくということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

でも、教職員とその総監督のいろんなこのあつれきといいますか、何ていうかな、いろんな問題が出て、今回いろんな先生方移動になられて、もう当該中学校にはいないのかもしれませんが、

でも不安残りますよ。きちんと公の場でルールなり、その取り決めをきちんと示さないと、保護者だって、さっきの話じゃないですけど、曖昧なままって一番だめなんですよ。ルールならルール、きちんとこうだって決めたもあって、だから何ていうの、それでやっていきましょうとか、だからだめなんだとかっていう話になるわけですよ。そのために時間かけてやってきたっていうんでしょ、対応を。6月末に言うんだったら、今、この時点だって言えなきゃおかしいと思うんですけど、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

山本こども教育課長。〔教育委員会こども教育課長 山本 修君登壇〕

○教育委員会こども教育課長（山本 修君）

クラブと学校側とのルールづくりというのを、きちんとしなければならないと、私も思いますし、それに向けて今、三者で私たちも入りまして、学校とスポーツ団体と私たちとで協議をしているという最中でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

それはじゃ、6月末に決定されるということによろしいですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

お答えいたします。

先ほどの議員の質問の中で、学校、中学校の相撲活動を続けていくのか、もうやめるのかという話の中では、先ほど教育長が申しあげましたように、やはり基本的には、今いる子供たちの夢を奪ってはいけないといえますか、今いる在校生も、今、相撲やられているお子さんはお二人おられます。そういうお二人については、今後も学校活動の中を優先する中で、存続という形はとりたいというふうには、今、協議を進めているところでありますし、また、学校側が要求する学校活動の優先性というものにつきましては、社会体育団体の待遇につきましては、それは承諾をしておるといような状況です。

そういう中で、今後について、外部の区域外就学だとか、そういう細かい点についても、今もう少しお時間をいただいて協議をすることにしておりますので、保護者会の中にはそういうものも含めて説明して、不安のないようにということでもありますので、その点も含めて説明したいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

何が不安かって、その総監督の指導方針であるとか、あと、教職員のやりとりだとか、その成績至上主義だとか、そういうところをきちんと当の本人から言っていたかかないと、払拭できませんよ。皆さんが、幾らルールづくりしたって、そこが核なんですもん。指導者なんですもん。そこは、ちゃんと変えてもらってくれますか。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

佐々木教育次長。〔教育次長 佐々木繁雄君登壇〕

○教育次長（佐々木繁雄君）

その辺については、非常に大事なことだというふうに思っております。その辺も含めて、今後の教育の中で、確認したいというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

保坂議員。

○10番（保坂 悟君）

総監督には公の場で、自分の口からきちんとルールを言ってもらったほうが、私はいいかと思います。

質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、保坂議員の質問が終わりました。

本日はこれにてとどめ、延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

〈午後3時47分 延会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員